

# 桂川町地域福祉計画

みんなが参加、みんなが笑顔、みんなが安心  
みんながつながるまち “けいせん”



平成28年3月  
桂川町



## はじめに

---

本町は、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第5次桂川町総合計画」では「協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”」を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉の充実を基本施策として、「少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、高齢者福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援など各福祉分野の個別計画に基づき、社会福祉の増進を図ってまいりました。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの世帯といった社会から孤立しがちな人々が増加したこと、社会形態や価値観が多様化したことにより、人と人のつながりが希薄化し、地域での助けあい、支えあいの機能が低下してきています。そして、これまでの個別計画に基づく行政サービスだけでは対応できない課題も増加しています。

こうした課題に対応するためには、行政だけでなく、住民や関係団体や事業者、ボランティアなどの方々との連携・協働による取り組みが一層求められています。そこで、すべての住民が住み慣れた地域や家庭のなかで、安心して暮らしていけるような仕組みをつくることを基本に、「みんなが参加、みんなが笑顔、みんなが安心 みんながつながるまち“けいせん”」を基本理念として、お互いに「支え合う」町づくりを進めてまいります。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関するニーズ調査やパブリックコメント等を通じて、ご意見をいただきました関係機関や町民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。



平成28年3月

桂川町長 井上 利一

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	2
第2節 計画の位置づけ .....	7
第3節 計画の期間 .....	8
第4節 計画の策定体制と方法 .....	8
<b>第2章 桂川町の概況</b> .....	<b>9</b>
第1節 人口・世帯の状況 .....	10
1 人口構成の状況 .....	10
2 世帯構成の推移 .....	11
第2節 支援が必要な人たちの状況 .....	13
1 要介護（支援）認定者の状況 .....	13
2 園児・児童・生徒の状況 .....	14
3 障害者手帳所持者などの状況 .....	15
4 生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の状況 .....	18
第3節 社会資源の状況 .....	19
1 福祉サービスなどにかかわる施設・事業所の状況 .....	19
2 福祉活動にかかわる人的資源の状況 .....	23
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>25</b>
第1節 基本理念 .....	26
第2節 基本目標 .....	27
第3節 取り組みの体系 .....	28
<b>第4章 取り組みと役割分担</b> .....	<b>29</b>
第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり .....	30
1 情報提供の充実 .....	30
(1) 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える .....	30
(2) 情報の交換や共有をすすめる .....	34
2 相談支援の充実 .....	36
(1) 相談機能を強化する .....	36
(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる .....	39
第2節 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり .....	41
1 地域での福祉サービスの充実 .....	41
(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る .....	41

(2) 地域の人材や資源を活用する .....	46
(3) 身近な助け合いをすすめる .....	52
2 いのちを守る支援の充実 .....	55
(1) 虐待防止のための支援を強化する .....	55
(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる .....	58
(3) 災害時の避難に備える .....	60
第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり .....	63
1 学ぶ機会の充実 .....	63
(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る .....	63
(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る .....	65
2 地域での参加機会の充実 .....	67
(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る .....	67
(2) ボランティア活動の活性化を図る .....	69
(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す .....	71
<b>第5章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>75</b>
第1節 協働による計画の推進 .....	76
1 住民の役割 .....	76
2 地域の組織・団体の役割 .....	76
3 ボランティア団体の役割 .....	76
4 福祉サービス事業者の役割 .....	77
5 社会福祉協議会の役割 .....	77
6 行政の役割 .....	77
第2節 行政による計画の推進 .....	78
第3節 計画の進行管理 .....	78
<b>資 料 編 .....</b>	<b>79</b>
1 桂川町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	80
2 桂川町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	82
3 計画策定の経過 .....	83



# 第1章 計画の策定にあたって

---

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間
- 第4節 計画の策定体制と方法

## 第1節 計画策定の趣旨

### ■ 計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすんでおり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

桂川町においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なできごととして認識されるようになりました。

### ■ 「地域福祉」とは（社会福祉事業法<sup>\*1</sup>から社会福祉法<sup>\*2</sup>へ）

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

---

\*1 **社会福祉事業法**：昭和26年（1951年）に制定されたわが国の社会福祉について規定した法律。平成12年（2000年）、社会福祉法に改名された。

\*2 **社会福祉法**：わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

## 社会福祉法（抜粋）

### 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

**「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されました。**

### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

**地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されました。**

### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

**市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されました。**

## ■ 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。社会福祉法第107条の規定に基づき「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的として策定しています。

## ■ 「桂川町地域福祉計画」のイメージ

「桂川町地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示しています。このような地域福祉活動は、住民の理解と協力を求めながらすすめるもので、住民の主体的な参画が期待され、行政機関などは、それらの地域福祉活動を支援していきます。

具体的には、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関などがどのような支援を行っていくのか、などについて描いています。このことは、「自助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。



## ■ 「自助」「共助」「公助」および「互助」の役割

地域福祉活動をすすめるにあたっては、公的な福祉サービスが整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉活動をすすめていきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、隣近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかでの支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

### <地域福祉の向上に向けた4つの助け>

じじょ

#### 自助

個人や家族による支え合い・助け合い  
(最も身近な個人や家族が解決にあたる)

こじょ

#### 互助

身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助け合い  
(隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)

きょうじょ

#### 共助

地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政などが協働しながら、組織的に協力し合う支え合い・助け合い  
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)

こうじょ

#### 公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え  
(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

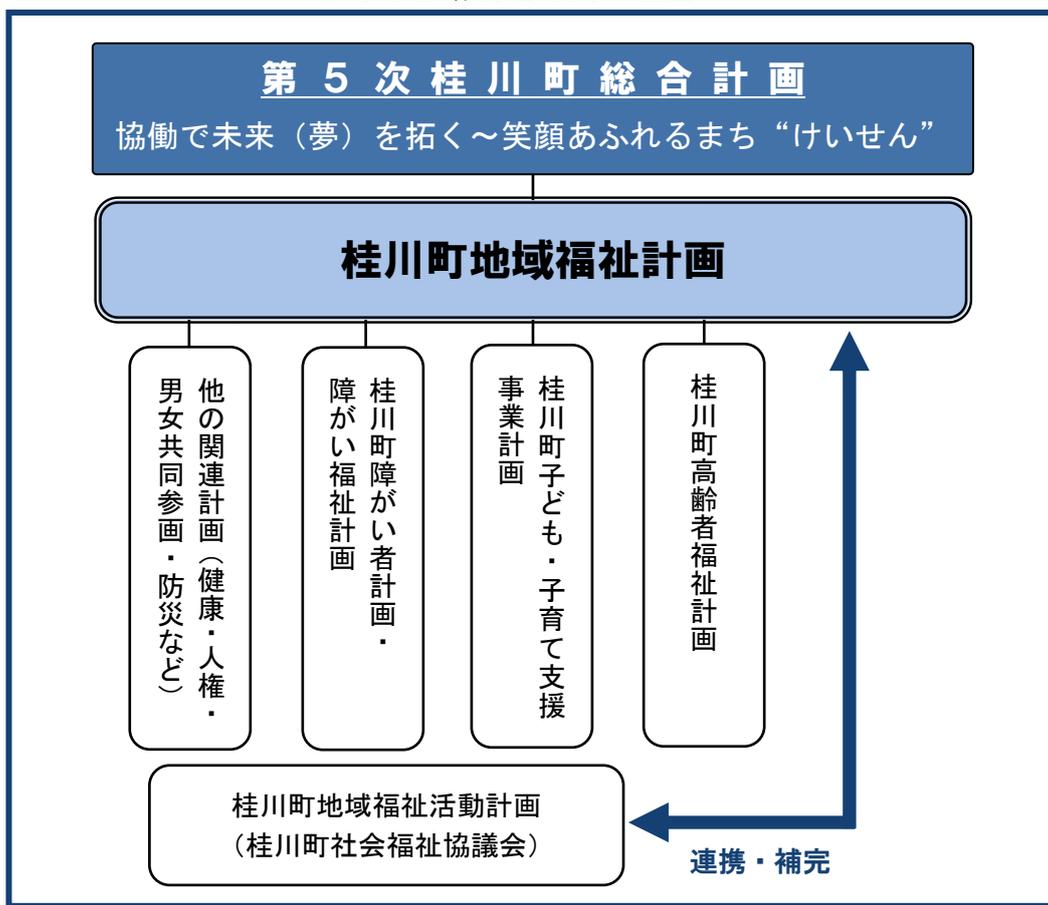


## 第2節 計画の位置づけ

「桂川町地域福祉計画」は、第5次桂川町総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。また、「桂川町地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

なお、下の図中の地域福祉活動計画は、社会福祉協議会\*1が策定するものです。桂川町地域福祉計画と連携し、社会福祉協議会を中心に民間ですすめる地域福祉活動についての具体的な事業や取り組みを示す計画となります。今後、桂川町地域福祉計画と連携し、補完しながら策定していきます。

<桂川町地域福祉計画の位置づけ>

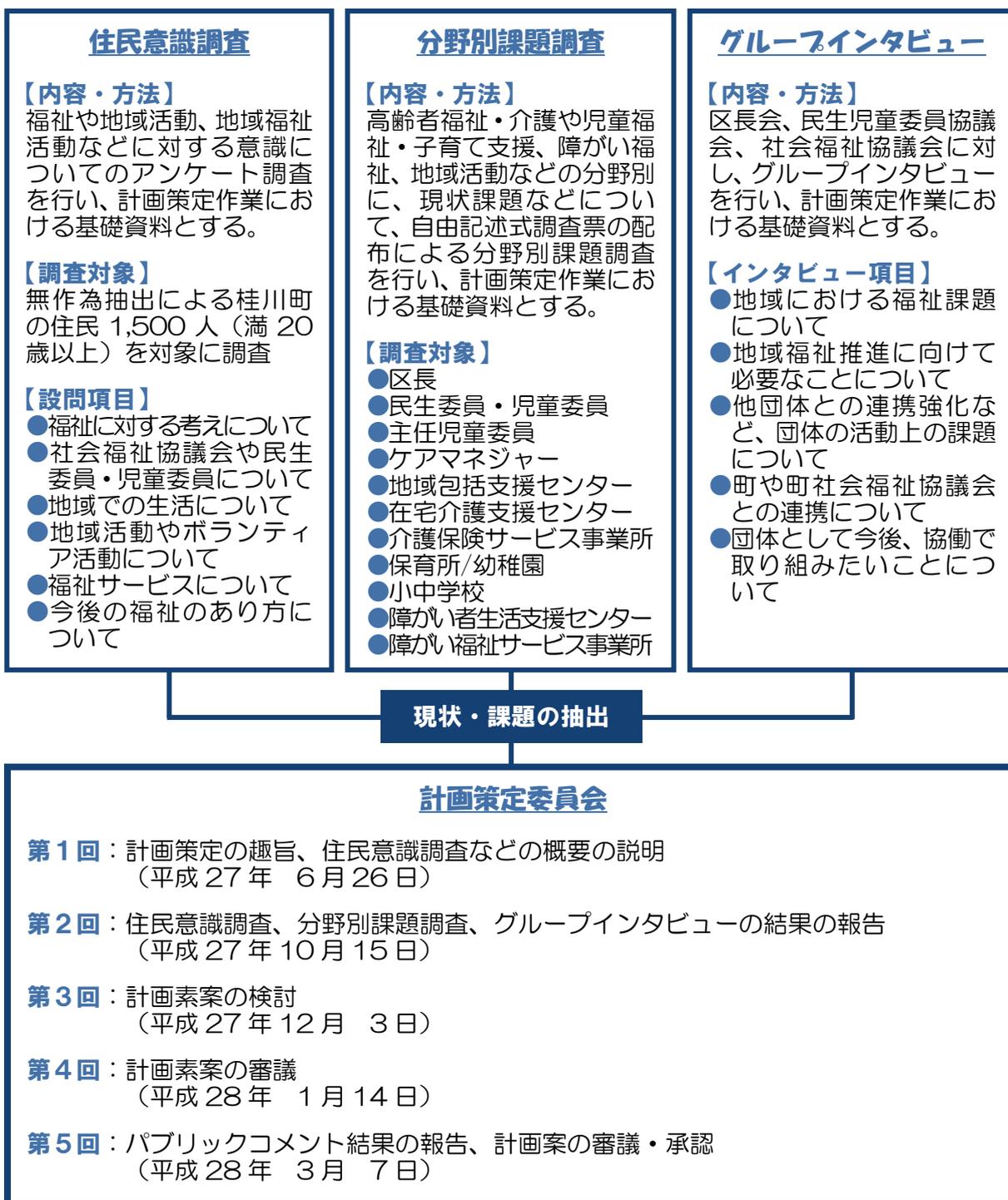


\*1 **社会福祉協議会**：社会福祉法により、地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体。各市町村には市町村社会福祉協議会が、県には県社会福祉協議会が設置されており、地域における民間社会福祉活動を推進するとともに、地域住民の生活課題の解決のため、さまざまな事業を展開している。

## 第3節 計画の期間

「桂川町地域福祉計画」の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 第4節 計画の策定体制と方法



## 第2章 桂川町の概況

---

- 第1節 人口・世帯の状況
- 第2節 支援が必要な人たちの状況
- 第3節 社会資源の状況

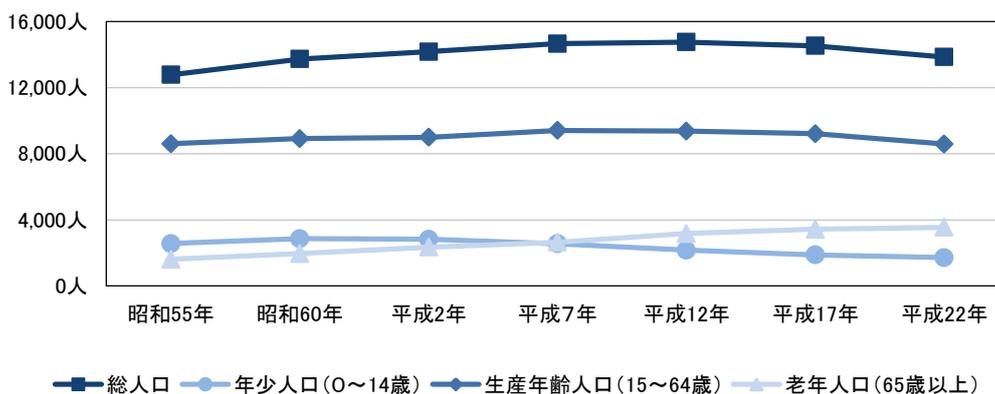
## 第1節 人口・世帯の状況

### 1 人口構成の状況

桂川町の総人口は、昭和55年に12,780人であったものが、平成12年までは増加を続け、14,760人に達しましたが、その後、減少に転じました。平成22年には13,863人となりました。平成12年から平成22年の10年間で総人口は、897人減少しました。年齢3区分でみると、65歳以上の老年人口が一貫して増加しているのに対し、0歳から14歳までの年少人口は、昭和60年以降、一貫して減少しました。その結果、老年人口と年少人口は、平成7年頃に逆転しました。また、平成7年の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は18.1%でしたが、平成22年の国勢調査での高齢化率は25.6%となりました。急速に少子高齢化が進行しました。

上記のような少子高齢化の進行は、その後も同様に推移し、平成27年10月1日現在の住民基本台帳による高齢化率は29.7%となりました。

＜総人口と人口構成の推移＞



単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	12,780	13,741	14,182	14,667	14,760	14,535	13,863	13,949	12,596
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口 (0歳~14歳)	2,563	2,859	2,824	2,558	2,167	1,880	1,719	1,740	1,427
	20.1%	20.8%	19.9%	17.4%	14.7%	12.9%	12.4%	12.5%	11.3%
生産年齢人口 (15歳~64歳)	8,608	8,921	8,999	9,414	9,369	9,217	8,592	8,063	6,718
	67.4%	64.9%	63.5%	64.2%	63.5%	63.4%	62.0%	57.8	53.3%
老年人口 (65歳以上)	1,609	1,961	2,346	2,649	3,173	3,438	3,545	4,146	4,451
	12.6%	14.3%	16.5%	18.1%	21.5%	23.7%	25.6%	29.7%	35.3%

資料：国勢調査

※合計値は年齢不詳を含む

平成27年のデータは、住民基本台帳（10月1日）による

平成32年のデータは、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による

## 2 世帯構成の推移

桂川町の一般世帯総数は、平成2年から平成17年の間は増加しましたが、平成17年から平成22年は減少に転じました。平成2年の一般世帯総数は4,522世帯でしたが、平成22年には5,204世帯となり、682世帯増加しました。

一般世帯総数に占める比率についてみると、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）や3世代世帯などのその他の親族世帯からなる親族世帯は、平成2年の83.1%から平成22年には74.0%まで減少しました。それに対し、ひとり暮らしの世帯である単独世帯の一般世帯総数に占める比率は、平成2年に16.7%であったものが、平成22年には25.1%まで増加しました。

親族世帯のなかで、一般世帯総数に占める比率を下げたのは、夫婦と子どもからなる世帯と3世代世帯が多くを占めるその他の親族世帯でした。一方、夫婦のみの世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯に注目すると、一般世帯総数に占める比率は、平成2年の8.3%から平成22年には10.2%まで増加しました。また、単独世帯のうち、高齢者ひとり暮らしの比率は、平成2年に43.4%であったものが平成22年には51.4%となりました。

高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が進行している様子がうかがえます。

### <世帯構成の推移>

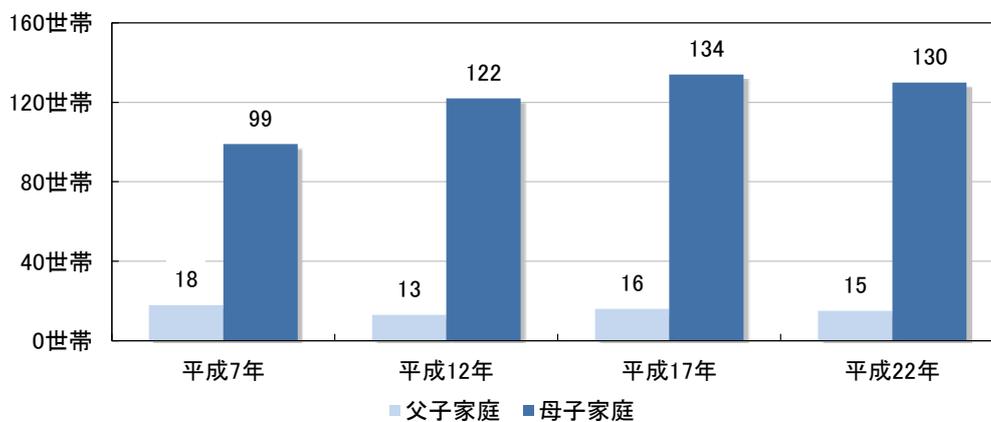
単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯								非親族世帯	単独世帯	うち、高齢者ひとり暮らし
		核家族世帯					その他の親族世帯					
		夫婦のみ	うち、高齢者夫婦のみ	夫婦と子	男親と子	女親と子						
平成2年	4,522 100%	3,756 83.1%	2,866 63.4%	853 18.9% 100%	376 8.3% 44.1%	1,564 34.6%	60 1.3%	389 8.6%	890 19.7%	10	756 16.7% 100%	328 7.3% 43.4%
平成7年	4,765 100%	3,883 81.5%	2,992 62.8%	847 17.8% 100%	398 8.4% 47.0%	1,646 34.5%	71 1.5%	428 9.0%	891 18.7%	14	868 18.2% 100%	403 8.5% 46.4%
平成12年	4,993 100%	3,982 79.8%	3,118 62.4%	906 18.1% 100%	473 9.5% 52.2%	1,649 33.0%	72 1.4%	491 9.8%	864 17.3%	18	993 19.9% 100%	496 9.9% 49.9%
平成17年	5,249 100%	4,018 76.5%	3,216 61.3%	985 18.8% 100%	500 9.5% 50.8%	1,582 30.1%	86 1.6%	563 10.7%	802 15.3%	18	1,213 23.1% 100%	619 11.8% 51.0%
平成22年	5,204 100%	3,851 74.0%	3,146 60.5%	1,036 19.9% 100%	531 10.2% 51.3%	1,458 28.0%	85 1.6%	567 10.9%	705 13.5%	46	1,306 25.1% 100%	671 12.9% 51.4%

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

<ひとり親世帯の推移>



資料：国勢調査

父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯は、母子家庭について、平成7年の99世帯から、平成17年の134世帯まで増加しましたが、その後減少に転じました。

## 第2節 支援が必要な人たちの状況

本節では、地域社会から孤立しがちな地域福祉の対象となる人たちの状況について整理します。

### 1 要介護（支援）認定者の状況

要介護(支援)認定者数は、平成23年度から平成27年度まで、増加しながら推移しました。認定区分の割合についてしてみると、経年的な変化はほとんどなく、平成27年度では、要支援1、2および要介護1の軽度者の比率は47.6%で、要介護（支援）認定者のおおむね半数を占めました。

＜要介護（支援）認定<sup>\*1</sup>者数の推移＞

単位：人

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総数	785	793	840	857	862
要支援1	123 15.7%	129 16.3%	131 15.6%	141 16.5%	130 15.1%
要支援2	114 14.5%	106 13.4%	101 12.0%	92 10.7%	108 12.5%
要介護1	161 20.5%	162 20.4%	181 21.5%	177 20.7%	172 20.0%
要介護2	105 13.4%	103 13.0%	115 13.7%	129 15.1%	134 15.5%
要介護3	96 12.2%	108 13.6%	98 11.7%	90 10.5%	98 11.4%
要介護4	103 13.1%	111 14.0%	120 14.3%	127 14.8%	123 14.3%
要介護5	83 10.6%	74 9.3%	94 11.2%	101 11.8%	97 11.3%

資料：介護保険事業報告（各年度10月の値）

\*1 要介護認定：介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

## 2 園児・児童・生徒の状況

保育園と幼稚園の園児数は、平成23年度から平成27年度の間、平成26年度に減少したものの、ほぼ増加しながら推移しました。

### <保育園児数・幼稚園児数の推移>

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合 計		342	351	372	366	383
保育園児	0歳児	35	32	38	37	37
	1-2歳児	119	127	125	124	147
	3-5歳児	188	192	209	205	199
合 計		77	77	88	81	81
幼稚園児	3歳児	22	24	31	24	24
	4歳児	24	27	30	28	28
	5歳児	31	26	27	29	29

資料：子育て支援課（保育園児 各年度10月1日現在）  
 学校教育課（幼稚園児 各年度5月1日現在）

小学校の児童数は、平成23年度から平成27年度の間、減少しながら推移しました。中学校の生徒数をみると、各年度の1年生の生徒数が、前年度の小学6年生の児童数から6人から12人減少しながら推移しました。

### <児童数・生徒数の推移>

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合 計		714	686	684	659	646
小学生	1年生	114	103	100	105	111
	2年生	108	116	105	101	104
	3年生	125	104	120	103	101
	4年生	130	127	105	122	103
	5年生	113	127	126	106	121
	6年生	124	109	128	122	106
合 計		345	362	333	341	333
中学生	1年生	115	117	99	122	110
	2年生	129	116	117	100	124
	3年生	101	129	117	119	99

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

### 3 障害者手帳所持者などの状況

#### 【身体障がいのある人の状況】

身体障害者手帳<sup>\*1</sup>の所持者数は、平成23年度から平成24年度までは増加しましたが、その後は減少に転じました。平成23年度の950人と平成27年度の941人を比較すると9人減少しました。

年代別でみてみると、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上で、平成27年度では、18歳以上が98.8%を占めました。障がい程度別でみてみると、最も重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。平成27年では、1級と2級を合わせると、全体の45.9%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が約半分の割合となりました。障がい種別でみてみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成27年では、538人で、身体障害者手帳所持者数全体の57.2%を占めました。

#### ＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合 計		950	958	957	954	941
年代別	18歳未満	16	16	16	14	11
	18歳以上	934	942	941	940	930
障がい程度別	1級	272	278	277	272	261
	2級	177	174	175	170	171
	3級	135	140	134	133	133
	4級	192	199	208	214	206
	5級	94	92	90	88	86
	6級	80	75	73	77	84
障がい種別	視覚障がい	115	116	111	111	103
	聴覚・平衡機能障がい	88	89	91	93	95
	音声・言語・そしゃく機能障がい	23	22	21	21	20
	肢体不自由	545	550	551	548	538
	内部障がい	179	181	183	181	185

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

\*1 **身体障害者手帳**：身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

### 【知的障がいのある人の状況】

療育手帳\*1の所持者数は、平成23年度の120人と平成27年度の137人を比較すると17人増え、この間一貫して増加しました。

年代別でみてみると、平成23年度では18歳未満が25人で、療育手帳所持者数の20.8%を占めましたが、平成27年度には23人となり16.8%を占め、その割合が減少しました。障がい程度別でみてみると、重度である療育手帳Aの所持者の方が、中・軽度のBよりも少ない人数でした。平成27年度では、療育手帳Aの所持者は76人で、療育手帳所持者の55.5%を占めました。

#### ＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合 計		120	131	134	135	137
年代別	18歳未満	25	25	27	25	23
	18歳以上	95	106	107	110	114
障がい程度別	A（重度）	67	70	71	75	76
	B（中・軽度）	53	61	63	60	61

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

### 【精神障がいのある人の状況】

精神障害者保健福祉手帳\*2の所持者は、平成23年度の87人と平成27年度の91人を比較すると4人増加しました。この間、平成24年に一旦減少しましたが、その後は増加に転じました。障がい程度別でみてみると、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者の割合が最も高く、5割以上で、平成27年には、58人で、全体の63.7%を占めました。

自立支援医療（精神通院医療）\*3の受給者は、平成23年度の142人と平成27年度の214人を比較すると72人増加しました。この間一貫して増加しました。

\*1 **療育手帳**：児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

\*2 **精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

\*3 **自立支援医療（精神通院医療）**：公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計		87	75	77	90	91
年代別	18歳未満	1	1	0	0	1
	18～64歳	75	65	65	74	64
	65歳以上	11	9	12	16	26
障がい 程度別	1級	5	6	7	7	6
	2級	54	50	48	56	58
	3級	28	19	22	27	27

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	146	151	150	161	162

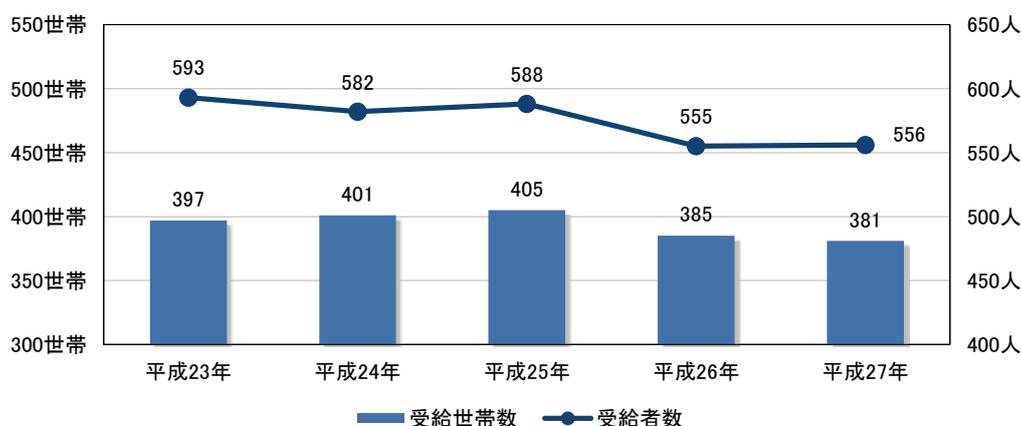
資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

## 4 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護<sup>\*1</sup>の受給世帯数は、平成23年度の397世帯と平成27年度の381世帯を比較すると16世帯減少しました。この間、平成25年度までは増加しましたが、その後は減少に転じました。受給者数は、平成23年度の593人と平成27年度の556人を比較すると37人減少しました。

児童扶養手当<sup>\*2</sup>の受給者数は、平成23年度の242人と平成27年度の254人を比較すると12人増加しました。この間、最も受給者が多かったのは平成26年度の260人でした。

<生活保護受給世帯数・受給者数の推移>



単位：世帯、人

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受給世帯数	397	401	405	385	381
受給者数	593	582	588	555	556

資料：嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（各年度10月1日現在）

<児童扶養手当受給者数の推移>

単位：人

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受給者数	242	252	238	260	254

資料：住民課（各年度10月1日現在）

- \*1 生活保護**：資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。
- \*2 児童扶養手当**：父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、市区町村から支給される手当。

## 第3節 社会資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどにかかわる施設・事業所や人的な資源について整理します。

### 1 福祉サービスなどにかかわる施設・事業所の状況

桂川町内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野の福祉サービスにかかわる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

なお、保健・福祉・医療の一元化の推進を図るための拠点施設として、また、乳幼児から高齢者まで、すべての住民が健やかで生きがいを持ち、みんなが集える施設として、総合福祉センター「ひまわりの里」があります。

桂川町社会福祉協議会が管理するいきいきセンター「桂寿苑」は、地域福祉の拠点として、老人クラブ活動、ボランティア活動、各種サークル活動などに幅広く利用されています。

#### <高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
養護老人ホーム* <sup>1</sup>	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）* <sup>2</sup>	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）* <sup>3</sup>	2
介護老人保健施設（老人保健施設）* <sup>4</sup>	1
介護療養型医療施設* <sup>5</sup>	2

資料：健康福祉課（平成27年10月1日現在）

\*1 **養護老人ホーム**：老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。

\*2 **軽費老人ホーム（ケアハウス）**：入居者の生活や心身機能の特性を考慮した住宅と、食事・入浴といった生活サービスの提供を考慮した福祉の機能をあわせ持った施設で、老人福祉法で定める老人福祉施設の一つ。

\*3 **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**：介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

\*4 **介護老人保健施設（老人保健施設）**：介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理のもとにおける機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

\*5 **介護療養型医療施設**：介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設。

＜高齢者福祉・介護分野＞

施設・事業所	箇所数
訪問介護（ホームヘルプ）* <sup>1</sup> 事業所	4
訪問看護* <sup>2</sup> 事業所	1
通所介護（デイサービス）* <sup>3</sup> 事業所	6
通所リハビリテーション（デイケア）* <sup>4</sup> 事業所	2
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）* <sup>5</sup> 事業所	2
地域密着型介護老人福祉施設* <sup>6</sup>	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）* <sup>7</sup> 事業所	3

資料：健康福祉課（平成27年10月1日現在）

- \*1 **訪問介護（ホームヘルプ）**：介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受ける者について、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。
- \*2 **訪問看護**：介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。
- \*3 **通所介護（デイサービス）**：介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
- \*4 **通所リハビリテーション（デイケア）**：介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者について、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービス。
- \*5 **短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）**：介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。
- \*6 **地域密着型介護老人福祉施設**：介護保険法に基づく、定員が29人以下の特別養護老人ホーム。
- \*7 **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**：介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
居宅介護支援* <sup>1</sup> 事業所	8
在宅介護支援センター* <sup>2</sup>	1
地域包括支援センター* <sup>3</sup>	1
有料老人ホーム* <sup>4</sup> （住宅型）	1

資料：健康福祉課（平成27年10月1日現在）

<児童福祉・子育て支援分野>

施設・事業所	箇所数
認可保育所（園）	3
幼稚園	1
小学校	2
中学校	1
子育て支援センター* <sup>5</sup>	1
学童保育所* <sup>6</sup>	2

資料：子育て支援課・学校教育課（平成27年10月1日現在）

- \*1 **居宅介護支援**：介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。
- \*2 **在宅介護支援センター**：地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関。
- \*3 **地域包括支援センター**：平成17年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。
- \*4 **有料老人ホーム**：老人福祉法で規定される常時1人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設。介護保険の適用の有無、介護サービスの内容に応じて、「介護付き」「住宅型」「健康型」の3つのタイプがある。
- \*5 **子育て支援センター**：育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。
- \*6 **学童保育所**：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う施設。

<障がい福祉分野>

施設・事業所	箇所数
施設入所支援* <sup>1</sup>	1
共同生活援助（グループホーム）* <sup>2</sup> 事業所	14
居宅介護* <sup>3</sup> 事業所	3
重度訪問介護* <sup>4</sup> 事業所	3
生活介護* <sup>5</sup> 事業所	4
就労継続支援（A型）* <sup>6</sup> 事業所	1
就労継続支援（B型）* <sup>7</sup> 事業所	4
相談支援* <sup>8</sup> 事業所	1

資料：健康福祉課（平成27年10月1日現在）

- \*1 **施設入所支援**：障害者総合支援法に基づく、施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービス。
- \*2 **共同生活援助（グループホーム）**：障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。
- \*3 **居宅介護**：障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。
- \*4 **重度訪問介護**：障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。
- \*5 **生活介護**：障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。
- \*6 **就労継続支援（A型）**：障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。
- \*7 **就労継続支援（B型）**：障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。
- \*8 **相談支援**：障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

## 2 福祉活動にかかわる人的資源の状況

### 【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民のなかから選ばれ県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

- ・住民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

桂川町では45人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が2人）が活動しています。

### 【福祉部】

福祉部は、行政区単位に設置されるもので、住民が主役となり福祉活動をすすめながら、お互いに助け合い、支え合っていくという気持ちの輪を広げ、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域をつくっていくことをめざして活動しています。

福祉部において、福祉活動を主体的に行う者を福祉員とし、福祉員を総括する者を福祉部長とされ、福祉部長と福祉員は、行政区内の福祉に関する主たる者（区長、民生委員・児童委員、老人クラブ会長など）が協議のうえ選任し、桂川町社会福祉協議会会長が委嘱します。

福祉部と福祉員の数の推移は、以下のとおりです。

#### <福祉部・福祉員数の推移>

単位：箇所・人

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
福祉部	34	34	34	35	35
福祉員数	557	517	504	564	550

資料：桂川町社会福祉協議会



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本目標
- 第3節 取り組みの体系

## 第1節 基本理念

桂川町においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実にすすんでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

さらに、特定の人々が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です。

そこで、本計画では・・・

**みんなが参加、みんなが笑顔、みんなが安心**

**みんながつながるまち “けいせん”**

を **基本理念** とします。

## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

### 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

### 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

### みんなが気軽に参加できる環境づくり

誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

## 第3節 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み
Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える
		(2) 情報の交換や共有をすすめる
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる
Ⅱ 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る
		(2) 地域の人材や資源を活用する
		(3) 身近な助け合いをすすめる
	2 いのちを守る支援の充実	(1) 虐待防止のための支援を強化する
		(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる
		(3) 災害時の避難に備える
Ⅲ みんなが気軽に参加できる環境づくり	1 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る
		(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る
	2 地域での参加機会の充実	(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る
		(2) ボランティア活動の活性化を図る
		(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

## 第4章 取り組みと役割分担

---

- 第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
- 第2節 安心して安全な暮らしを支える基盤づくり
- 第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり

## 第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

### 1 情報提供の充実

#### (1) 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える

##### 現状と課題

##### ◎福祉サービスに関する情報を丁寧に知らせていくことが大切

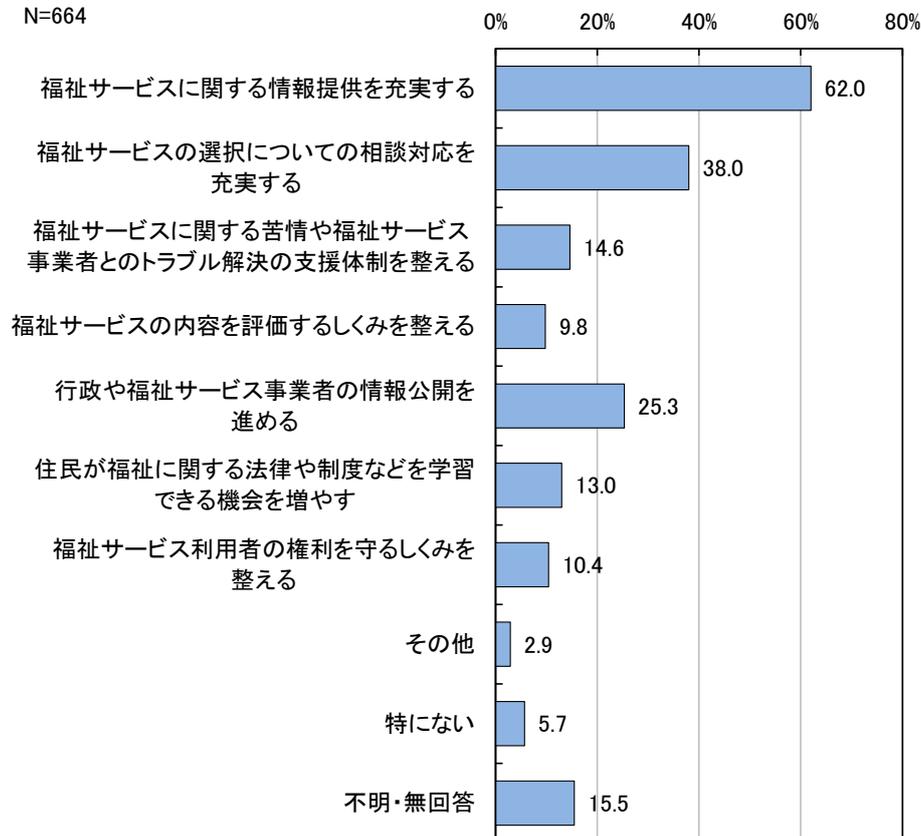
近年、福祉サービスに関する制度については、多様化する福祉課題の解決に向けた関連法令の制定や改正により、サービスの創設や変更が目まぐるしく実施されています。このようなことも背景としながら、**分野別課題調査**では、「福祉サービスのことを丁寧に知らせていくことが大切」などの意見が多数ありました。

**住民意識調査**では、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」の回答割合が62.0%で最も高く、次いで「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」の38.0%、「行政や福祉サービス事業者の情報公開を進める」の25.3%が続きました。

福祉サービスを必要としている人たちが、きちんとサービスの利用につながっていくためにも、相談先を含めた福祉サービスに関する情報を丁寧に知らせていくことが大切です。

<最適な福祉サービスの選択や利用のために町が取り組むことについて>

<複数回答>  
N=664

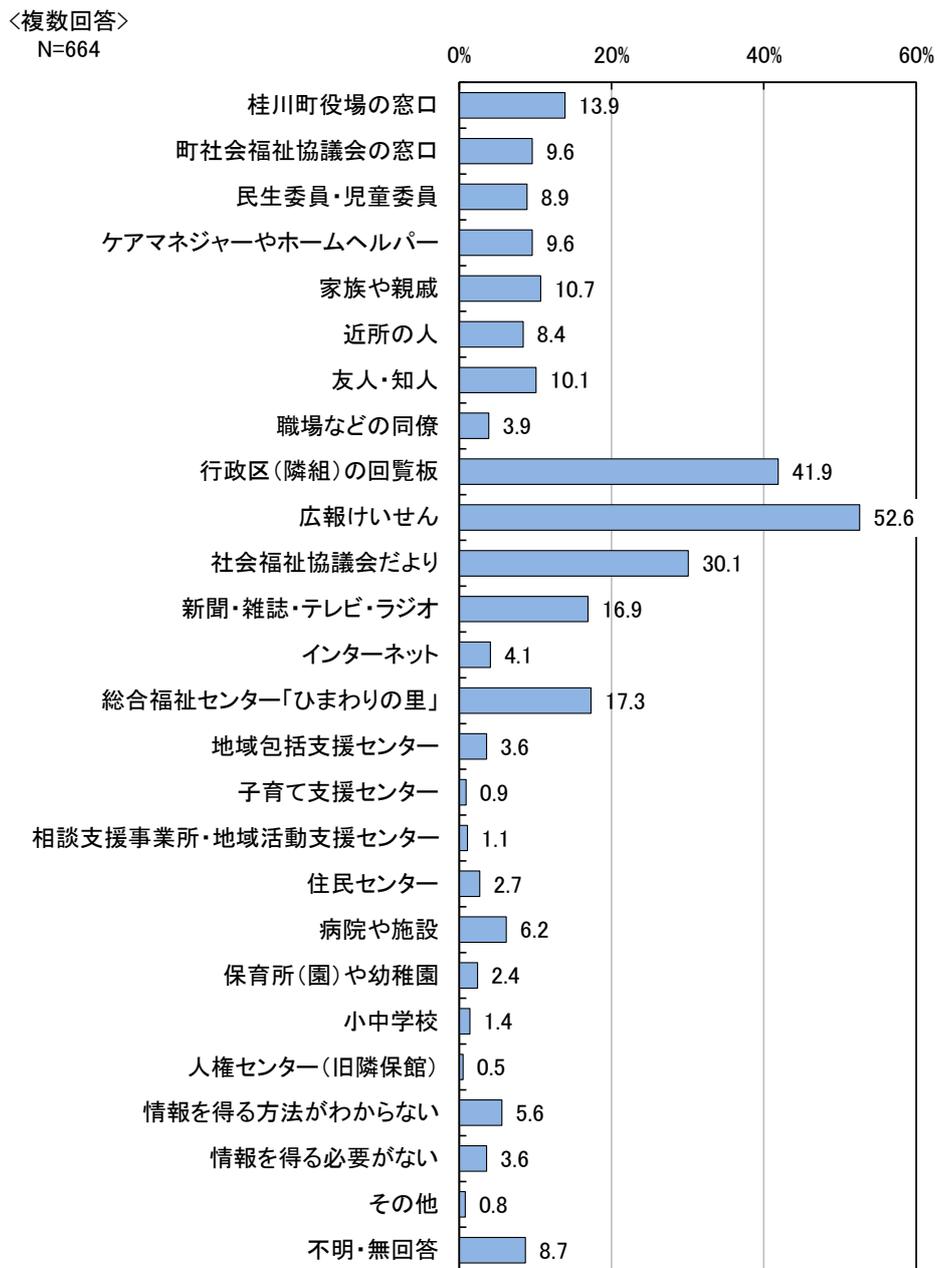


◎「広報けいせん」がわかりやすいものになるよう工夫し充実させていくことが大切

住民意識調査では、福祉サービスに関する情報の主な入手先としては、「広報けいせん」の回答割合が52.6%で最も高く、次いで「行政区（自治会）の回覧板」の41.9%、「社会福祉協議会だより」の30.1%が続きました。

「広報けいせん」の紙面内容について、わかりやすいものになるよう工夫し、充実させていくことが大切です。

<福祉サービスに関する主な情報源について>



## 取り組みの方針

- ◆福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりをすすめます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、分かりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

## 具体的な取り組み

### 自分や家族が 取り組むこと 【自助】

- 広報紙や回覧板などをよく読み、福祉サービスに関する知識を積極的に身につけます。
- 必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。
- 福祉サービスに関する講演会や研修会などに参加するよう心がけます。
- どのような福祉サービスの情報を求めているのかについて、積極的に行政窓口などに伝えます。

### 地域みんなが 取り組むこと 【共助】

- 回覧板を活用し、必要な福祉サービスの情報を伝達します。
- 福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
- 福祉サービスに関する講演会や研修会などを地域で開催します。
- 福祉部をはじめとする地域の組織や団体、民生委員・児童委員などによる相談支援活動に努め、福祉サービスの情報提供の機会として活用します。
- 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。
- ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、必要な福祉サービスなどに関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。
- 福祉サービス事業所は、地域の人たちに福祉サービスの内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催します。
- 役割や活動内容について周知します。そのためにホームページを開設し、その充実を図ります。
- 「社協だより」や、パンフレットなどを作成し、福祉サービスの情報提供の充実を図るとともに、文字を大きくしたり、平易な文章とするなど工夫し、分かりやすい情報提供に努めます。
- 福祉部での定例会に参加し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。
- 相談などの窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につながるよう十分に配慮します。
- 相談などを行うなかで、福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、家庭訪問を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

行政が  
取り組むこと  
【公助】

- 「広報けいせん」やホームページなどでの福祉サービスの情報提供の充実を図るとともに、福祉サービスの利用手続きなどを分かりやすくまとめたパンフレットなどを作成し、対象となる人に配布するよう努めます。また、高齢者向けに文字を大きくしたりするなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉サービスの情報提供を工夫します。
- 福祉部をはじめとする地域の組織や団体、保育所・幼稚園・小中学校などを通じ、さまざまな機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。
- 情報の受け手の対象を絞り、確実に効率よく福祉サービスの情報を提供するために、福祉サービスの提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
- 地域包括支援センター\*1など、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口を周知します。
- 民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。
- 福祉サービスに関する情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによる意思疎通支援が行える体制を整えます。
- 福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につながるよう十分に配慮します
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、家庭訪問を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

\*1 **地域包括支援センター**：平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3 職種が業務分担することになる。センターはこの 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

## (2) 情報の交換や共有をすすめる

### 現状と課題

#### ◎地域において支援が必要な人たちに関する情報を把握し共有していくことが大切

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野において、「認知症を抱える人たちのことを把握し、情報を共有しておくことが大切」や「災害時に支援が必要な人たちの状況を把握し、情報を共有しておくことが大切」といった意見がありました。

地域において支援が必要な人たちに関する情報を把握し、共有していくことが大切です。

### 取り組みの方針

◆住民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化とともに、見守り活動などの充実を図っていくうえで重要となる情報を共有していくための取り組みをすすめます。

### 具体的な取り組み

自分や家族が  
取り組むこと  
【自助】

- 行政区や隣組の広報や回覧板などに目を通すよう心がけます。
- 行政区や隣組の広報や回覧板などの内容について家族で話します。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。
- 自分や家族の情報は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

身近なつながりで  
取り組むこと  
【互助】

- 隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場などに参加するよう心がけます。
- 自分や家族の情報や緊急時の連絡先などは、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所の人たちと伝え合うよう心がけます。



<p>地域のみんが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有しておくために、方法を工夫しながら、伝達していきます。</li><li>●地域での集まりやさまざまな地域活動の行事を通じて、個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。</li><li>●高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある人など、支援が必要な人たちに対する見守りなどを充実させるため、行政区や民生委員・児童委員、福祉部などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化をすすめます。</li><li>○各行政区の地域活動や福祉活動、社会資源について集約するとともに、それらの状況についての情報提供をすすめます。</li><li>○福祉部などによる福祉活動などの取り組みについて、情報提供の充実を図ります。</li><li>○区長や民生委員・児童委員、福祉部長などとの情報交換の機会を充実させ、地域における福祉課題や支援が必要な人たちに関する情報について、個人情報保護に配慮しながら共有します。</li></ul>
<p>行政が 取り組むこと 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●各行政区の地域活動や福祉活動、社会資源について集約するとともに、それらの状況についての情報提供をすすめます。</li><li>●行政区や民生委員・児童委員、福祉部などと、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。</li><li>●個人情報の保護や管理などに関する行政区や民生委員・児童委員、福祉部などにおける研修や学習会について、さらなる充実を図ります。</li></ul> <p style="text-align: right;">○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み</p>

## 2 相談支援の充実

### (1) 相談機能を強化する

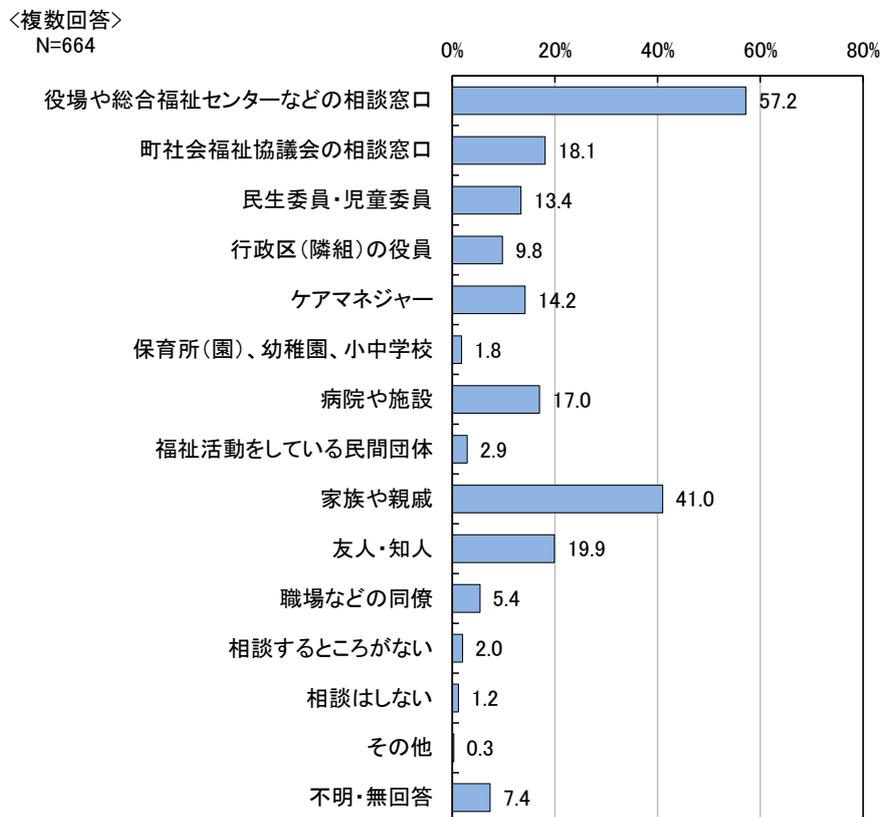
#### 現状と課題

#### ◎総合福祉センターなどの相談窓口は福祉サービスに関する相談先として期待感が高い

住民意識調査では、福祉サービスの利用が必要になった時の相談先について、「役場や総合福祉センターなどの相談窓口」の回答割合が57.2%で最も高く、次いで「家族や親戚」の41.0%、「友人・知人」の19.9%が続きました。

福祉サービスの利用を考える際の相談先として、役場や総合福祉センターなどの相談窓口への期待感が高く、大きな役割を担っている様子がうかがえます。

#### <福祉サービスの利用が必要になった時の相談先について>



#### ◎福祉や介護のサービスにつながるための相談支援が大切

分野別課題調査では、「相談支援に丁寧に応じていくことが大切」との意見が数多くありました。また、「高齢者の家族のことや介護について相談できるところがほしい」などの意見や、障がい福祉分野からは、「障がい福祉サービスのことを十分に理解していないことがある」、「障がい受容が十分でないこともあって、支援につながりにくいことがある」、さらに、「本人のみならず、家族全体の支援が求められる場合がある」といった意見もみられました。

福祉サービスを必要とする人たちに対し、丁寧なかかわりを持ちながら相談支援を行い、サービスの利用につないでいく取り組みを充実させていくことが大切です。

## 取り組みの方針

- ◆関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズを適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、きめ細かな相談窓口での対応をすすめるなど、相談機能の強化を図ります。

## 具体的な取り組み

<p>自分や家族が 取り組むこと 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●困っているときには悩みをひとりで抱え込まず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。</li> <li>●家族が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけます。</li> <li>●広報やホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。</li> </ul>
<p>身近なつながりで 取り組むこと 【互助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人が福祉や介護などのことで悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。</li> </ul>
<p>地域みんなが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。</li> <li>●福祉サービス事業者は、相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意思決定）を促す相談支援を実践します。</li> <li>●病院などで役場での相談を勧めるときには、具体的な相談窓口を含め、丁寧に説明するとともに、説明内容を記述したものを手渡すようにします。</li> <li>○心配ごと相談所などの相談事業について、周知します。</li> <li>○相談の窓口を充実させ、相談者の利便性の向上に努めます。</li> <li>○相談支援のスキルを向上させ、誰もが気軽に行ける雰囲気と相談しやすい体制を整えます。</li> <li>○窓口に訪れることが難しい人にも対応できるよう家庭訪問などによる相談支援の充実を努めます。</li> </ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

行政が  
取り組むこと  
【公助】

- どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため、各種相談窓口をコンパクトに整理しながら、周知します。
- 担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意思決定）を促す相談支援を実践します。
- 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、家庭訪問などにより、相談支援の充実に努めます。
- 相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。
- 相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実します。
- 高齢者や子育て家族、障がいのある人の課題などに関する相談専門機関について、土日・休日の対応も含め、機能強化をすすめます。
- 専門性の高い相談援助に対応するため、専門職の配置に努めるとともに、各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化していきます。



## (2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

### 現状と課題

#### ◎身近で気軽な相談支援をすすめることが大切

分野別課題調査の高齢者福祉・介護分野では、「夫婦で困りごとを抱え込んでしまっていることがある」など、身近で気軽な相談相手の存在の大切さを指摘する意見がありました。児童福祉・子育て支援分野でも同様に、「子育てについて相談できる人が身近にいないと不安」など、孤立した状態で、もしくは孤立感を抱きながら子育てを行っている保護者の様子について指摘する意見が数多くありました。また、「子育ての大変さを受け止めていく場が大切」といった意見もみられました。

誰もが気軽に相談できるよう、相談支援が身近に感じられるような取り組みをすすめていくことが大切です。

### 取り組みの方針

◆民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、住民の身近な相談相手や気軽な相談窓口になるよう、地域における相談支援活動をすすめるとともに、地域包括支援センター\*1や子育て支援センター\*2などが住民にとってより身近なものとなるよう、地域における相談支援の拠点としての機能を高めていきます。

### 具体的な取り組み

自分や家族が  
取り組むこと  
【自助】

- 家族や親戚とのつきあいを大切にします。
- 困っているときには悩みをひとりで抱え込まず、地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。

身近なつながりで  
取り組むこと  
【互助】

- 近所づきあいを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。
- 隣近所の人が悩みを抱え込んでいたら、民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人に話をしてみるよう声をかけ合います。

\*1 **地域包括支援センター**：平成17年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

\*2 **子育て支援センター**：育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

<p>地域のみんが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、住民に知らせるよう心がけます。</li> <li>●相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。</li> <li>●相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。</li> <li>●相談活動に携わる人たちは、生活上での困りごとについて、家庭訪問などにより把握し、対応困難事例などの専門的な支援の必要性が確認できた場合には、各種相談窓口へつなぎます。</li> <li>●ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、かつ専門性の高い相談相手となるよう、その充実に努めます。</li> <li>○相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ*1型の支援をすすめます。</li> <li>○相談支援に携わる人たちへ研修を行い、スキルアップを図ります。</li> </ul>
<p>行政が 取り組むこと 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、相談支援に携わる人たちのことをコンパクトに整理し、周知します。</li> <li>●地域包括支援センターや在宅介護支援センター*2、子育て支援センター、障がい者生活支援センター*3などを地域における相談支援の拠点として、その機能充実に努めます。</li> <li>●相談支援に携わる人たちの研修の機会を設け、質の向上を図ります。</li> </ul> <p style="text-align: center;">○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み</p>

\*1 **アウトリーチ**：「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。不登校や非行、ニート、ひきこもりなどの若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチとっている。子育て支援では、要支援家庭に対する保健師などの訪問支援は以前より行われてきたが、子育て環境の孤立化などを背景に、予防支援の重要性が認識されるようになり、誰もが立ち寄れる場を提供する子育て支援センター事業もアウトリーチの一環とされる。

\*2 **在宅介護支援センター**：地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関。

\*3 **障がい者生活支援センター**：障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行う。

## 第2節 安全で安心な暮らしを支える基盤づくり

### 1 地域での福祉サービスの充実

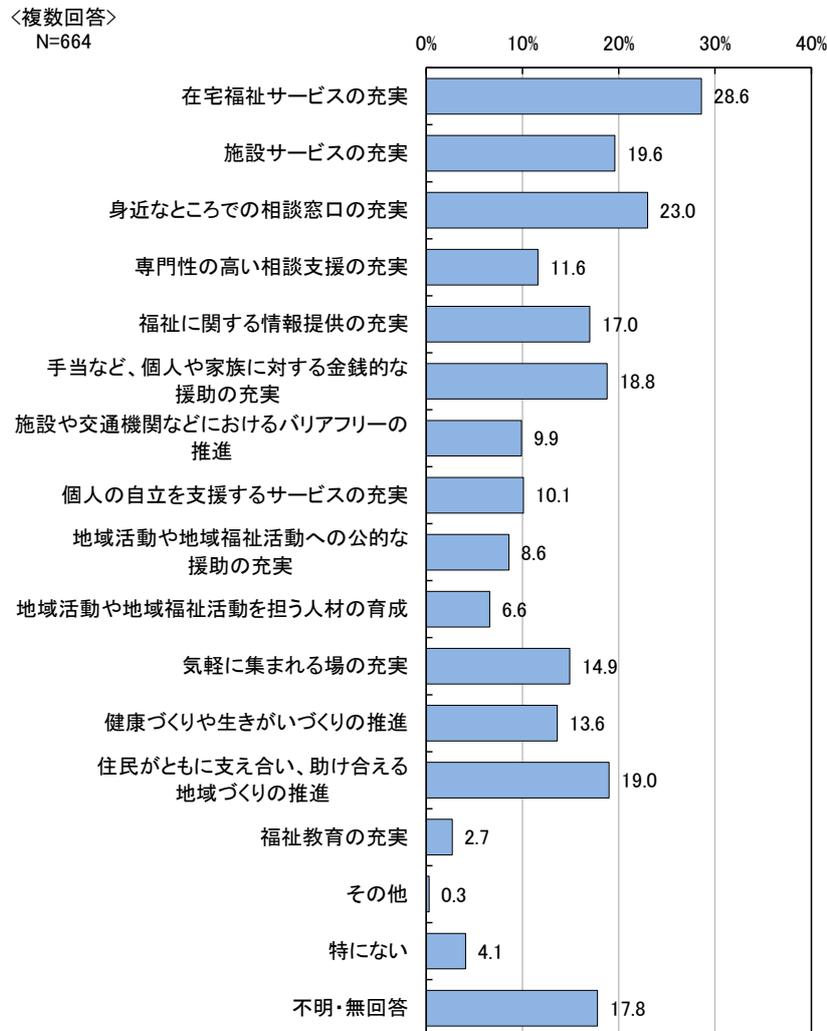
#### (1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

##### 現状と課題

##### ◎公的な制度による福祉サービスの充実を図っていくことが期待されている

住民意識調査では、住んでいる地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切と思うか、との設問に対し、「在宅福祉サービスの充実」の28.6%が最も高い回答割合でした。

＜安心して暮らしていくための福祉のあり方について＞



住んでいる地域において安心して暮らしていくため、公的な制度による福祉サービスの充実を図っていくことが期待されている様子がうかがえます。

### ◎福祉や介護のサービス提供の充実を図り、不安感を解消していくことが大切

**分野別課題調査**では、「介護と仕事を両立していくことが難しい」や「老老介護が大変」、「どちらかが認知症だと、適切に対応できないこともあって、かなり大変」、「とりわけ、妻が介護を必要な状態になった時は家のことが大変」といった意見が数多くありました。また、このような様子を見聞きしている高齢者夫婦のみの世帯の様子をみて、「相手が通院や介護を必要になった時のことを考えると不安」などを指摘する意見がありました。児童福祉・子育て支援分野からは、「親が安心して働くことができるような環境を整えていくことが大切」や「子どもが病気になった時の対応が大変」といった意見がありました。障がい福祉分野では、障がいのある人やその家族の様子をみて、「親亡き後、親が十分に世話をできなくなった後のことが心配」と指摘する多くの意見とともに、「就労のための環境整備が大切」や「望ましい住宅を確保するための支援が大切」など、地域生活を続けていくための支援の充実を求める意見がありました。さらに、「障がい福祉サービスを担う事業所などでは、より高度な専門性が大切」との意見や、「親が障がいを抱えていると子どものことを十分に世話ができないことがある」などの意見もみられました。

地域における福祉や介護のサービス提供について、それぞれ個別計画の行政計画に基づき、近隣市町と協力し合いながら充実を図っていくことで、サービスの不足やそのことによる不安をできる限り解消していくことが大切です。

### ◎生活に困窮している人や世帯に対する支援の充実を図っていくことが大切

**グループインタビュー**では、「生活保護受給世帯は減少傾向にはあるものの、他の地域に比べるとまだまだ高いレベルにある」や「生活困窮者支援については、専門機関へ丁寧につないでいくことが地域での大切な取り組み。フードバンクの取り組みにもチャレンジしていきたいところ」といった意見がありました。**分野別課題調査**の児童福祉・子育て支援分野では、「ひとり親家庭では、経済的な面や仕事と子育ての両立に苦慮している」との意見がありました。高齢者福祉・介護分野においても、高齢者のみの世帯では、「年金だけでは生活が苦しい」や「介護が必要になった時の経済的な負担が厳しい」などの意見が、また、障がい福祉分野でも、「年金だけでは生活が厳しい」との意見がみられました。

生活に困窮している人や世帯に対する支援の充実を図っていくことが大切です。

### ◎家族介護者などの休息を確保するための支援や外出のための支援が求められている

**分野別課題調査**では、「家族介護者の負担が大きい。休息の時間も大切」といった意見がありました。家族介護者などの休息を確保するための支援が求められている様子がうかがえます。

**分野別課題調査**の高齢者福祉・介護分野では、「交通手段の確保が難しい」、「交通手段を確保するための支援が大切」などの意見がありました。高齢者などのなかには、外出のための支援が求められている様子がうかがえます。

## 取り組みの方針

- ◆法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりをすすめることで、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

## 具体的な取り組み

### 自分や家族が 取り組むこと 【自助】

- 福祉サービスを利用する際、分からないことは問い合わせやきちんと確認をします。
- 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。
- 成年後見制度<sup>\*1</sup>や日常生活自立支援事業<sup>\*2</sup>などの福祉サービスについての知識を身に付け、必要に応じて活用するよう心がけます。

### 地域のみんなが 取り組むこと 【共助】

- 地域や福祉サービス事業所での行事などに、お互いに参加し合い、交流を深めながら、地域と福祉サービス事業所との信頼関係を築きます。
- 福祉サービス事業所は、利用者の利益を最優先に考えた福祉サービスを提供し、その質の向上に努めます。
- 福祉サービス事業所は、利用者からの苦情相談に対して、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度<sup>\*3</sup>を説明するとともに、必要に応じて、福岡県運営適正化委員会<sup>\*4</sup>につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。

**\*1 成年後見制度：**知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

**\*2 日常生活自立支援事業：**認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

**\*3 苦情解決制度：**社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

**\*4 運営適正化委員会：**社会福祉法第83条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または福岡県知事への通知を行う。

<p>地域のみんが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○日中に保護者が家庭にいない小学生に対する学童保育所*1のさらなる充実に努めます。</li><li>○福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて、福岡県運営適正化委員会につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。</li><li>○日常生活自立支援事業の円滑な実施を図るため、生活支援員の質の向上と人員の確保に努めます。</li><li>○「社協だより」などを活用し、日常生活自立支援事業の利用促進に向け周知・啓発に努めます。</li><li>○成年後見制度や日常生活自立支援事業の理解を深めるため、講座や学習会の開催に努めます。</li><li>○低所得者などの生活困窮者に対する相談窓口を設け、生活福祉資金*2の貸付などを有効にすすめながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向け、適切に支援していきます。</li><li>○家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、また、リフレッシュできる場や支援の充実に努めます。</li></ul>
<p>行政が 取り組むこと 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●各種福祉・介護分野の行政計画を推進することにより、福祉サービスの質や量の充実に努めます。</li><li>●住民の福祉や介護のニーズに対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。</li><li>●福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。</li><li>●福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりをすすめます。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

\*1 **学童保育所**：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設。

\*2 **生活福祉資金貸付制度**：低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

行政が  
取り組むこと  
【公助】

- 福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域包括支援センター\*1などのさらなる機能充実を図ります。
- 支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、子育て支援センター\*2などのさらなる機能充実を図ります。
- 福祉サービスを必要とする障がいのある人やその家族へのきめ細かい対応のため、障がい者生活支援センター\*3などのさらなる機能充実を図ります。
- 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。
- 低所得者などの生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。
- 福祉バスの運行にあたっては、高齢者をはじめ、住民の生活・移動支援のため、継続に努めます。
- 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度\*4による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。
- 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。
- 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発し、活用の促進に努めます。

\*1 **地域包括支援センター**：平成17年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

\*2 **子育て支援センター**：育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

\*3 **障がい者生活支援センター**：障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行う。

\*4 **第三者評価制度**：福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

## (2) 地域の人材や資源を活用する

### 現状と課題

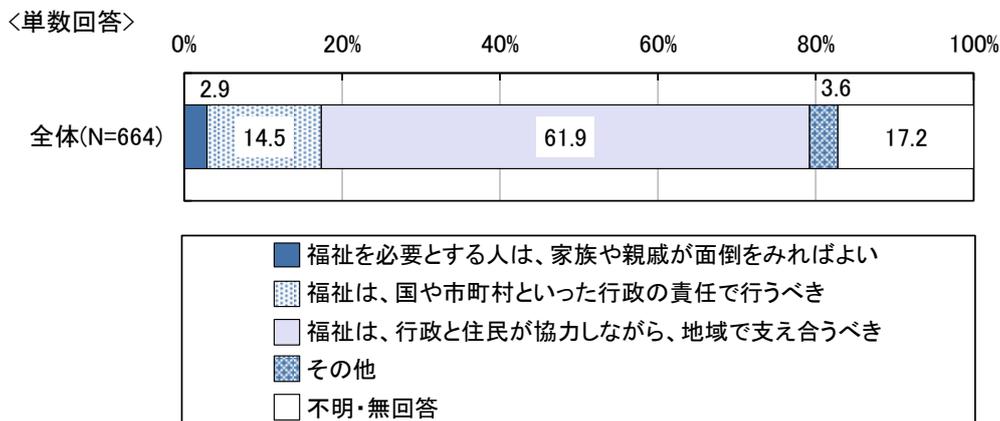
◎福祉のあり方として、互助や共助の重要性を志向する人たちが6割以上、困りごとを抱える人からの助けに対応したいと考える人が約7割を占めている

住民意識調査では、「福祉のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか」との設問に対し、互助や共助を重要視する「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の回答割合が最も高く、61.9%を占めました。一方、公助を重要視する福祉のあり方を志向する「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」の回答割合は14.5%、自助を重要視する考え方である「福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒をみればよい」は2.9%でした。

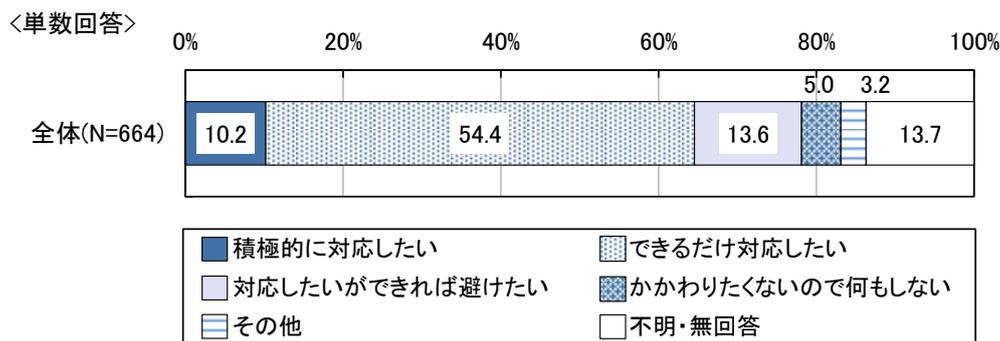
また、「日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、あなた自身はどう対応したいと思いますか」の設問に対し、「積極的に対応したい」が10.2%、「できるだけ対応したい」が54.4%で、両者をあわせ、「対応したい」と考える人が64.6%を占めました。

福祉のあり方として、互助や共助の重要性を志向する人たちが、公助や自助を重要視する人たちに比べ、とても高い割合を占めており、地域における助け合い、支え合いによる地域福祉をすすめていくことへの高い期待感がうかがえます。困りごとを抱える人からの助けを求められた時、「対応したい」と考える人が約65%を占める調査結果からも、同様に互助や共助を重要視しながら、地域での福祉活動をすすめていきたいという志向がうかがえます。

<福祉のあり方はどのようにあるべきかについて>

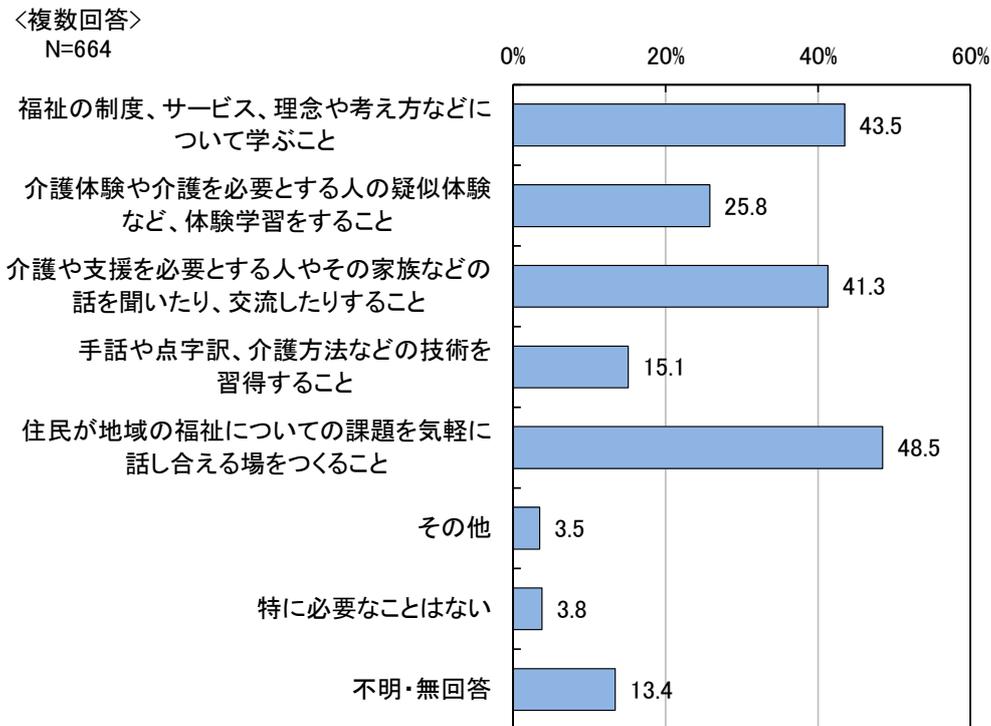


<困りごとを抱える人から助けを求められた時の対応について>



また、福祉に関して理解を深めるために必要な機会についても、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が最も高い回答割合で、48.5%を占めました。このことから、互助や共助を重要視しながら、地域での福祉活動をすすめていきたいという志向の高さがうかがえます。

＜福祉に関して理解を深めるために必要な機会について＞

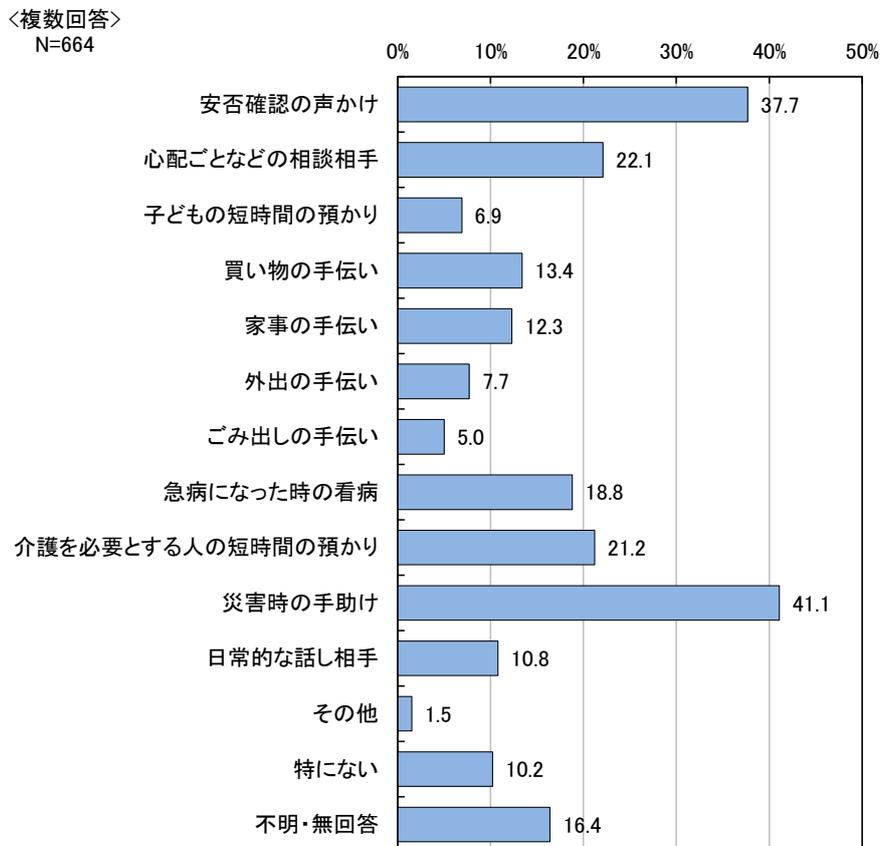


◎安否確認の声かけは、求めたい支援とできる支援の回答がともに高く、地域における福祉活動として期待できるが、介護を必要とする人の短時間の預かりは難しい

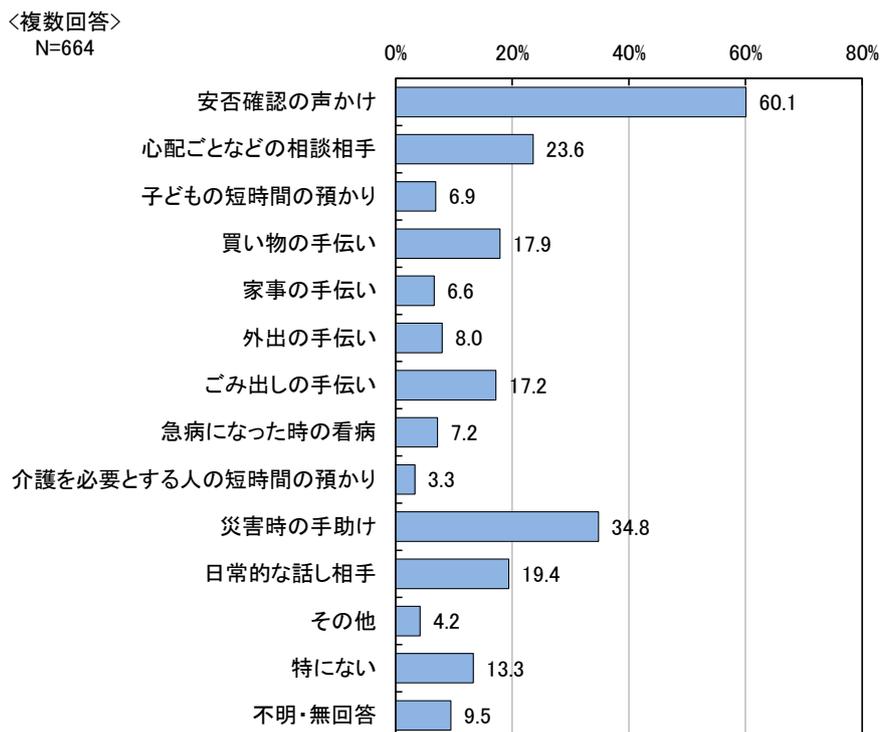
住民意識調査では、「あなたやご家族に助けが必要になった時、どのような支援をしてほしいと思いますか」との設問に対し、「安否確認の声かけ」の37.7%が、「災害時の手助け」の41.1%に続き、高い回答割合でした。一方、「あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか」の設問に対しては、「安否確認の声かけ」の60.1%が最も高い回答割合でした。自分自身が求めたい支援と、自分自身ができる支援について、「安否確認の声かけ」がともに高い回答割合となりました。安否確認の声かけについては、地域における助け合いや支え合いの具体的な取り組みとして、最も期待できる活動のひとつであるといえます。このことは、「災害時の手助け」についても同様です。

一方、自分自身が求めたい支援として、「介護を必要とする人の短時間の預かり」の回答割合は21.2%で、比較的高かったのに対し、自分自身ができる支援としての「介護を必要とする人の短時間の預かり」は3.3%で、大変低い回答割合でした。介護を必要とする人の短時間の預かりについては、住民の活躍に期待する助け合いや支え合いの取り組みとして必ずしも適当ではなく、公的な福祉や介護のサービスが担っていくことが望ましいと思われます。このことは、「急病になった時の看病」についても同様です。

<自分や家族に助けが必要になった時に求めたい支援について>



<助けの求めに対して自分自身ができる支援について>



### ◎地域とのかかわりが希薄になり、孤立しがちな人たちを見守っていくことが大切

グループインタビューでは、「高齢者の孤立化がこれから大きな課題になってくる」や「認知症を抱えるひとり暮らしの高齢者に対する地域における支援は、これからの大きな課題のひとつ」などの意見がありました。分野別課題調査では、高齢者の様子を見て、「何か困った時、身近に話し相手や相談相手がいない」、「地域でのつながりが希薄化。声かけや交流の場など取り組みが大切」といった意見が数多くありました。

ひとり暮らしの高齢者や日中ひとりになってしまう高齢者など、地域とのかかわりが希薄になり、孤立がちになってしまっている人たちをきちんと見守っていく支援が大切です。

### ◎地域における福祉活動のなかで福祉部や福祉員が大きな役割を担っている

グループインタビューでは、「福祉部の活動は、社会福祉協議会が推進したい小地域福祉活動の大きな要（かなめ）。これからさらに充実を図っていくことが大切」や「民生委員は福祉員と一緒に活動することが多く、大変頼りにしている」といった意見が数多くありました。福祉部や福祉員が、地域における福祉活動をすすめていくうえで大きな役割を担っている様子がうかがえます。

また、「見守り活動のやり方は行政区それぞれの方法で、福祉員が民生委員とともに活躍しているところもある」との意見とともに、「行政区によって福祉部活動の活発さに差が生じていて、その是正のための支援が大切。本来の活動の停滞には、行事の消化に忙殺されている側面もあるかもしれない」との意見もありました。福祉部や福祉員の本来の目的を確認しながら活動をすすめていくことが求められている様子もうかがえます。

### ◎見守り活動をすすめていくために大切な信頼関係の構築に困難を感じることもある

グループインタビューでは、「ひとり暮らしの高齢者のなかには、地域とのかかわりや支援に対し、拒否的な人たちもいる。高齢者の孤立化における背景のひとつ」といった意見がありました。具体的には、「見守り訪問で対応に苦慮することがある」や「地域とのかかわりや支援に対して拒否的な人たちは、若かりし頃からそのような状態にあった人も多く、ひきこもりがちな壮年層や若年層への支援はこれからの大きな課題」といった意見がありました。分野別課題調査においても、「支援に拒否的な人たちへの対応が難しい」との意見がみられました。

地域社会での孤立を防ぐために見守り活動の重要性が高まっている一方で、このような活動を否定的に捉えられてしまい、相互の信頼関係を築いていくことに困難を感じる場面も、少なからず存在しているようです。ただその一方で、グループインタビューでは、「見守り訪問などで拒否的な態度や言葉はつらいけど、信頼関係が深まってくるとそのようなこともなくなってくる」との意見もありました。

### ◎買い物支援はこれからの大きな課題のひとつ

分野別課題調査の高齢者福祉・介護分野からは、ひとり暮らしの高齢者の様子を見て、「ひとりだと買い物や通院がとても大変」との意見がありました。高齢者世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の買い物支援は、これから取り組んでいくことが求められている大きな課題のひとつです。

## 取り組みの方針

- ◆地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動を推進し、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

## 具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域における見守り活動や相談支援活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、ねぎらいの気持ちと言葉かけを大切にします。</li><li>●福祉部がすすめる「地域における助け合い支え合いの仕組みづくり」の趣旨を理解し、積極的に協力します。</li></ul>
身近なつながりで 取り組むこと 【互助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●隣近所で気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、地域における見守り活動や相談支援活動と協力し合います。</li></ul>
地域のみんなが 取り組むこと 【共助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●行政区や民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉部などが、それぞれの特徴を活かしながら、また、お互いに連携を図りながら、支援を必要とする人たちの見守り活動や相談支援活動をすすめます。</li><li>●見守り活動や相談支援活動を組織的にすすめていくため、福祉部活動を社会福祉協議会と連携しながらすすめます。</li><li>●日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族に気がついたときには、行政機関へ連絡します。</li><li>●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。</li><li>●地域における福祉活動のさらなる充実を図っていくため、福祉活動の協力者の確保に努めるとともに、民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。</li><li>●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。</li><li>●買い物支援について、商工会や販売店などの事業者などの関係者間で検討をすすめ、協力関係を築きながら、充実を図ります。</li><li>●事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。</li></ul>

<p>地域のみんなが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○行政区や民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉部などの連携により実施する見守り活動や相談支援活動を支援します。</li><li>○見守り活動や相談支援活動に関連する調査・検討を行うとともに、その成果を活かしながら、各行政区の福祉部の特徴に応じた支援を行っていきます。</li><li>○福祉部に関する情報提供や啓発活動をすすめ、住民に周知しながら、活動への理解と協力を求めます。</li><li>○福祉部での定例会に参加し、福祉ニーズの把握に努めます。</li><li>○公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自の福祉サービスの検討、実施に努めるとともに、住民のニーズに的確に対応していくため、新しい福祉サービスの積極的な開拓に努めます。</li></ul>
<p>行政が 取り組むこと 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域における福祉活動を推進する際に課題となっている個人情報の取り扱いについて、混乱の是正を図るためのルールづくりをすすめます。</li><li>●行政区や民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉部などの連携により実施する見守り活動や相談支援活動の充実に向けた取り組みを支援します。</li><li>●福祉部活動の充実に向けた取り組みを支援します。</li><li>●傾聴ボランティア*1をはじめ、福祉施策に協働できる団体の育成に努めます。</li><li>●電気やガスなどの事業者と締結しているひとり暮らしの高齢者などの見守り活動に関する協定書に基づき、行っている見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう、関係者間での検討、調整を行います。</li><li>●事業者が実施する買い物支援などのサービスについて、組織的な取り組みとなるよう、関係者間での検討、調整を行います。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

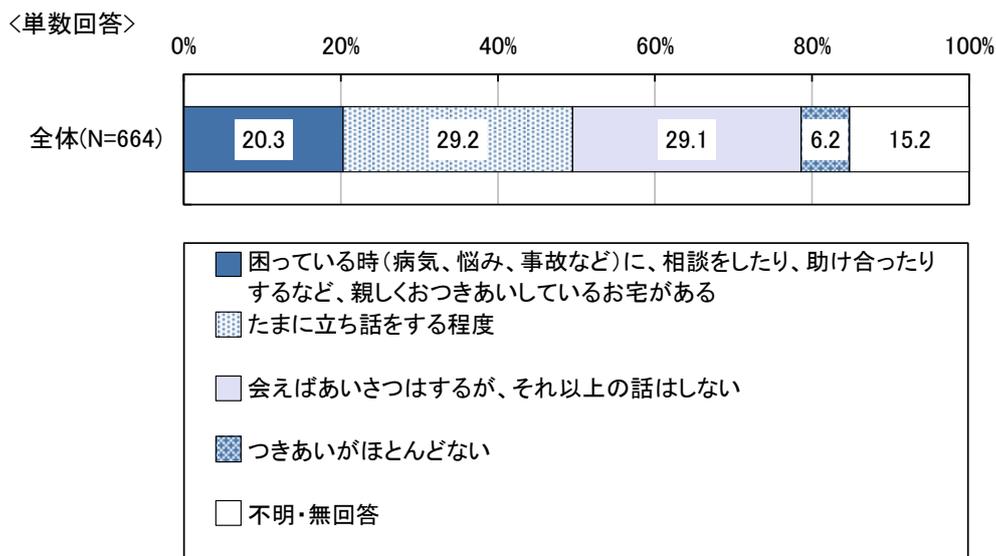
\*1 **傾聴ボランティア**：高齢者や大震災の被災者など、悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動。原則的に問題解決のためのアドバイスなどは行わない。

### (3) 身近な助け合いをすすめる

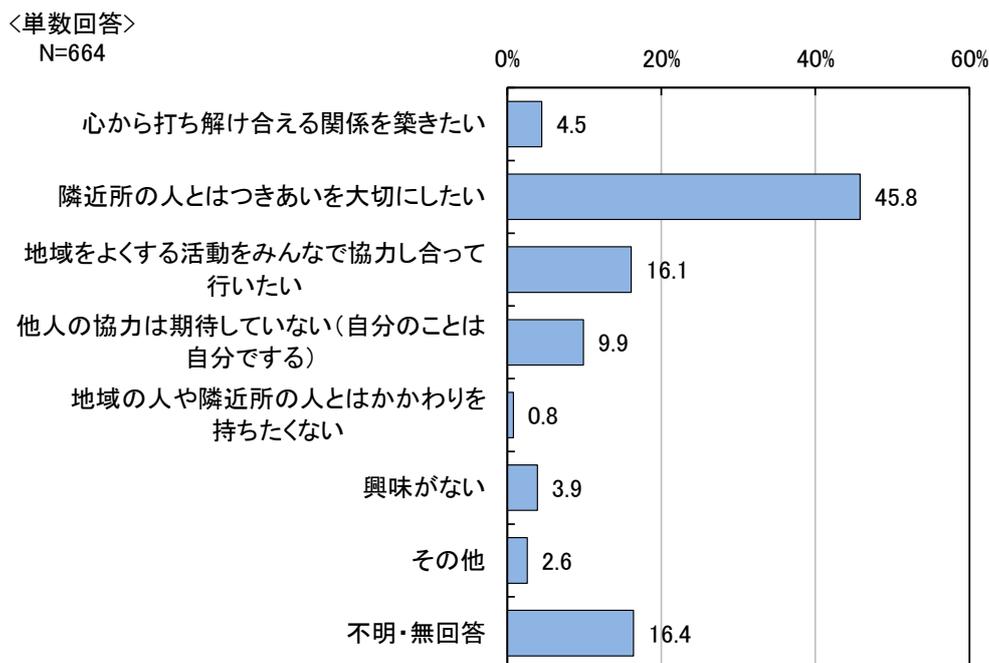
#### 現状と課題

◎近所づきあいは大切にしていきたいと考えている人たちが大半を占めている

<普段の近所づきあいの程度について>



<地域での人と人のかかわりに関する考えについて>



普段の近所づきあいの程度について、**住民意識調査**では、「困っている時に、相談したり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」の20.3%、逆に、「つきあいがほとんどない」の6.2%の回答割合に対し、「たまに立ち話をする程度」と「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」はともに約29%でした。近所づきあいが希薄とはいえないまでも、深いつきあいがあるともいえない状態にある人たちが、多くの割合を占めている様子うかがえます。一方、地域での人間関係についての考え方をみると、「地域をよくする活動をみんなで協力し合っていきたい」の16.1%の回答割合に対し、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が45.8%で、最も高くなりました。地域での活動に積極的になれなくても、隣近所の人同士のつきあいは大切にしていきたいと考えている人たちが半数近くを占めている様子うかがえます。

隣近所の人同士などの身近なつきあいのなかでの助け合いである互助による助けは、組織的な助け合いや支え合いの活動となる共助よりも、地域で暮らす比較的多くの人たちが期待しているのではないかと考えられます。

#### ◎近所づきあいが希薄になってきているところもあるが、地区間で差が生じている様子

**グループインタビュー**では、「地域でのつながりが希薄になってきている。その象徴的なことが最近の葬儀の様子。以前のように、隣組などの隣近所の人たちが葬儀にかかわることがなくなってきた」との意見がありました。同様に、**分野別課題調査**においても、「地域や家族間のつながりが希薄になっている」、「隣近所の人同士のつきあいやつながりは希薄になってきている」などの意見がみられました。

隣近所の人同士のつきあいが希薄になってきている様子うかがえますが、**分野別課題調査**では、「隣近所の人同士のつきあいやつながりの様子は、世代や隣組などによって差が大きいのでは」との意見もありました。近所づきあいの希薄化についてはそれぞれの地区によって違いが生じている様子もうかがえます。

#### ◎ちょっとしたことを抱え込んでしまっていて、互助による助けが求められている

**分野別課題調査**では、とりわけひとり暮らしの高齢者の様子を見て、「急変時の対応をどうするかなど、日頃から不安を抱えている」と指摘する意見が数多くありました。また、「家のなかのちょっとしたことができなくなっている」といった意見も多くみられました。**グループインタビュー**でも、「ひとり暮らしの高齢者などが家の中のちょっとしたことができなくなっている」との意見がありました。

近所づきあいの希薄化にともない、身近な隣近所の人同士による助け合いが少なくなり、ちょっとしたことであるにもかかわらず、ひとりでは解消や解決が難しいことについて、抱え込まざるを得ない人が数多く地域で暮らしている様子うかがえます。隣近所の人同士などの身近なつきあいのなかでの互助による助けが求められています。

## 取り組みの方針

- ◆隣近所の人たちや地域の人たちとのかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域社会において孤立することなく、安全で安心な暮らしとなることをめざします。

## 具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●自分一人でできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。</li><li>●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。</li><li>●家を空けるときは声をかけるなど、近所づきあいを大切にします。</li><li>●地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。</li></ul>
身近なつながりで 取り組むこと 【互助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。</li><li>●困りごとが生じた場合には、隣近所の人同士で、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。</li><li>●ごみ出し、買い物や通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことが十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。</li></ul>
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。</li></ul>
行政が 取り組むこと 【公助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

## 2 いのちを守る支援の充実

### (1) 虐待防止のための支援を強化する

#### 現状と課題

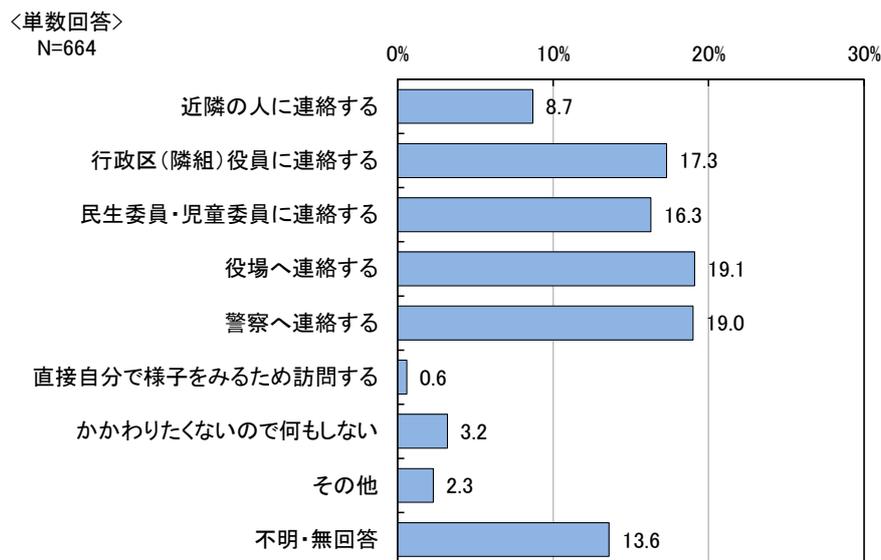
#### ◎虐待が気になる際の通報先や相談のための体制を整え、きちんと周知することが大切

分野別課題調査では、「虐待かも、と思ったらすぐに連絡することやそのことを周知することが大切」といった意見がありました。

住民意識調査では、虐待が発生していると思われた時の対応について、「役場へ連絡する」が19.1%、「警察へ連絡する」が19.0%の回答割合でした。虐待が発生していると思われた時の連絡先について、繰り返し周知していくことが求められます。

虐待が気になる際の通報先や相談のための体制について、関係機関と連携を強化しながらしっかり整え、虐待の通報の重要性とともに、通報先や相談先をきちんと周知していくことが大切です。

#### <虐待が発生していると思われた時の対応について>



#### ◎虐待防止について学び、地域で見守り、丁寧な相談支援をすすめていくことが大切

分野別課題調査のどの福祉分野からも、虐待を防止していくためには、「日頃の隣近所や地域でのかかわりが大切」といった地域での見守りの大切さを指摘する意見が数多くありました。このような地域での見守りをすすめていくためには、「児童虐待のことについて学ぶ機会や啓発活動が大切」や「障がいのことや虐待問題のことについての啓発活動や学ぶ機会が大切」との意見のように、虐待問題について学ぶ場や機会が大事です。

また、「子育ての不安を相談できることが大切」や「虐待問題に対してきちんと相談支援できることが大切」などの意見とともに、「虐待者や虐待をやってしまう可能性がある人たちへのケアも大事」と指摘する意見もありました。

高齢者や子ども、障がいのある人への虐待を防止していくためには、地域での見守りとともに、介護疲れや育児不安などを抱える人たちに寄り添いながら、丁寧な相談支援をすすめていくことが大切です。

## 取り組みの方針

◆いのちを守る支援を強化するため、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待の早期発見や防止などをすすめ、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

## 具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。</li><li>● 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。</li></ul>
身近なつながりで 取り組むこと 【互助】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。</li></ul>
地域のみんが 取り組むこと 【共助】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域での集まりや地域活動、行事などの機会を活用しながら、また、保育所や幼稚園、小中学校での保護者会のなかで、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。</li><li>● 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと隣近所の人たちが協力しながら、声かけや見守りをすすめます。</li><li>● 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や児童相談所*1、町の子育て支援課へ、速やかに連絡します。</li><li>● 福祉サービス事業者は、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめます。</li><li>○ 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待などの問題について学ぶ機会の充実に努めます。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

\*1 **児童相談所**：18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能をあわせ持つ相談援助活動を行う機関。

行政が  
取り組むこと  
【公助】

- 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。
- 虐待問題に対応する連絡や相談の窓口の周知と機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する連絡や相談に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。
- 福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめるよう啓発します。
- 高齢者虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域ケア会議\*1などのさらなる機能充実を図ります。
- 児童虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、子どもネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会\*2）などのさらなる機能充実を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、障がい者虐待防止センター\*3などのさらなる機能充実を図ります。
- 虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。
- 虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人を保護した後、関係機関と連携しながら、安全で安心な生活に向けた支援の充実を図ります。

\*1 **地域ケア会議**：介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者などを対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整などを行う会議。

\*2 **要保護児童対策地域協議会**：児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

\*3 **障がい者虐待防止センター**：障害者虐待防止法に基づき設置されるもので、虐待の通報や届出を受けて、事実確認や安全確認を行い関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行う。

## (2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる

### 現状と課題

#### ◎行方不明事故防止のためには地域の人たちの理解と協力による取り組みが大切

分野別課題調査では、認知症高齢者などの行方不明事故を防止していくために、「行方不明事故防止のための体制づくりが大事」などの意見がありました。また、「日頃からのかかわりが大切」との意見とともに、「家族は抱え込まず、隣近所の人たちに理解や協力を発信していくことが大切」と指摘する意見がみられました。

地域の人たちの理解と協力による取り組みが、認知症高齢者などの行方不明事故防止のために大切です。

### 取り組みの方針

◆いのちを守る支援を強化するため、認知症高齢者などの行方不明などの事故防止をすすめ、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

### 具体的な取り組み

自分や家族が  
取り組むこと  
【自助】

- 認知症高齢者などの徘徊や行方不明事故などの問題についての理解を深めます。
- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 認知症の家族に関する情報について、人権を尊重しながら、命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

身近なつながりで  
取り組むこと  
【互助】

- 認知症を抱える人のことについて、隣近所の人たちの間で理解し、お互いに協力し合います。
- 隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

<p>地域みんなが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域での集まりや地域活動、行事、もしくは事業所などのなかで、介護や認知症について学ぶ機会をつくれます。</li><li>●認知症サポーター養成講座*1の開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。</li><li>●不安もしくは不審な様子がみられる認知症高齢者などへの声かけや発見した時の情報伝達など、実際の場면을想定した模擬訓練などを実施します。</li><li>●介護保険事業者は、認知症サポーター養成講座にキャラバンメイト*2として参加するなど、地域における認知症に関する啓発活動に協力します。</li><li>●事業者は、配達などの外回りの業務時に、行動が気になる高齢者などに気がついたときには、警察や役場などに通報するよう努めます。</li></ul>
<p>行政が 取り組むこと 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域や学校、事業所、とりわけ住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。</li><li>●徘徊している認知症高齢者などへの声かけや発見した時の情報伝達などを地域と協力しながら実施します。また、実際の場면을想定した模擬訓練などの開催を検討します。</li><li>●徘徊のおそれがある人の登録と、捜索協力のメール配信などを行うことで、行方不明者を早期に発見する仕組みについて、検討をすすめます。</li></ul>

\*1 **認知症サポーター養成講座**：講師であるキャラバンメイトと町が協働で行うもので、地域や職域、学校などで認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

\*2 **キャラバンメイト**：認知症の人を地域で支えるまちづくりをすすめるため、認知症の人と家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するため実施する地域や職場などを対象とした養成講座の講師役を務める人。

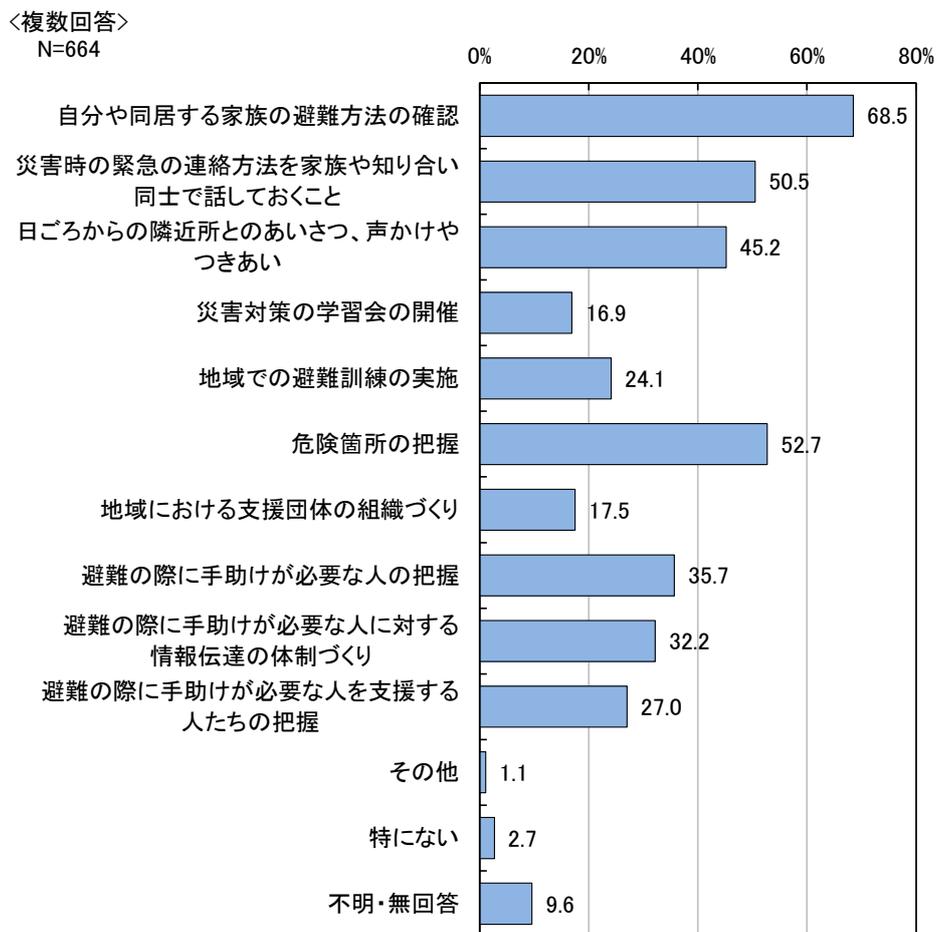
### (3) 災害時の避難に備える

#### 現状と課題

#### ◎災害発生時の備えとして、避難方法について確認しておくことを挙げる人が約7割

住民意識調査では、災害発生時の備えとして重要なことについて、「自分や同居する家族の避難方法の確認」の回答割合が68.5%で最も高く、次いで「危険箇所の把握」の52.7%、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」の50.5%が続きました。

<災害発生時の備えとして重要なことについて>



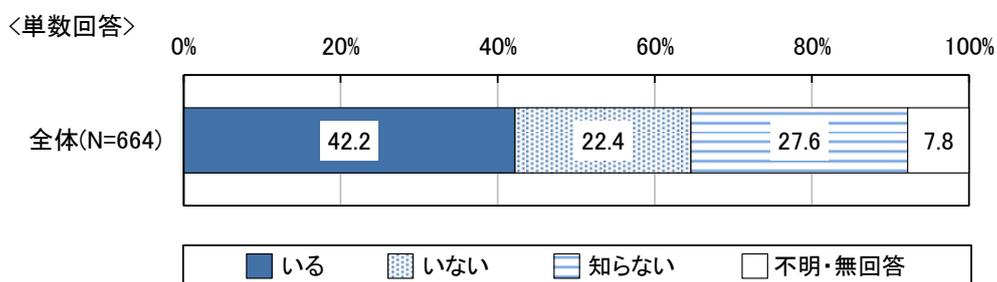
#### ◎要支援者の把握と情報共有、支援の役割分担の明確化や避難訓練の実施が大切

分野別課題調査では、災害発生時の避難行動を円滑にすすめるため、「日頃からの隣近所の人たちとのかかわりが大切」と指摘する意見が多数みられました。住民意識調査では、ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人に対する関心度について、「知らない」の27.6%の回答割合に対し、「いる」もしくは「いない」と回答した人があわせて64.6%を占めました。いわゆる災害弱者の存在に対する関心度については、比較的高いように思われます。

また、「防災や減災に対する意識を高めていくことが大切」を指摘する意見とともに、「支援を必要とする人たちのことを把握し、助け合っていくことが大切」や「支援が必要な人たちを支援する人を確認しておくことが大切」、さらに、「避難経路や避難場所の周知や定期的な避難訓練が大切」といった意見が数多くみられました。

災害発生時の避難行動を円滑にすすめるためには、避難行動の支援が必要となる人たちのことに関心を持ち、その実態などをきちんと把握し、得られた情報を地域で共有しておくこととともに、支援の役割分担の明確化や、それに基づく避難訓練などに取り組んでいくことが大切です。

#### <災害発生時に気になる人に対する関心度について>



### 取り組みの方針

- ◆いのちを守る支援を強化するため、災害発生時の円滑な避難行動に備える活動をすすめ、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

### 具体的な取り組み

自分や家族が  
取り組むこと  
【自助】

- 災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。
- 避難行動要支援者名簿<sup>\*1</sup>の作成や活用などにかかわる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。
- 地域での防災や減災に関する取り組みに積極的に参加します。

身近なつながりで  
取り組むこと  
【互助】

- 災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

\*1 **避難行動要支援者名簿**：平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務付けることが規定された。

地域のみんなが 取り組むこと 【共助】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。</li><li>● 自主防災組織活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。</li><li>● 災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。</li><li>● 災害発生時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。</li><li>○ 災害発生時、避難行動の支援を必要とする人についての情報を共有し、その適切な利用と管理を行います。</li><li>○ 災害ボランティアセンター*1運営についてのマニュアルを準備し、同センターの設置に向けた訓練を行います。</li></ul>
行政が 取り組むこと 【公助】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 避難場所や危険箇所などについて周知します。</li><li>● 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。</li><li>● 住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。</li><li>● 避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。</li><li>● 災害発生時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練などを行います。</li><li>● 災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、民間福祉施設が活用できる体制を整えます。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

\*1 **災害ボランティアセンター**:主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受け入れ、整理、調整など、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。

## 第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり

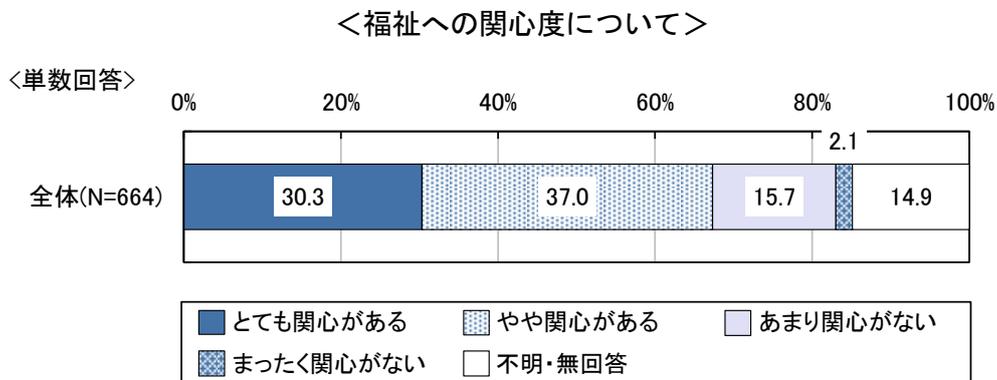
### 1 学ぶ機会の充実

#### (1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

##### 現状と課題

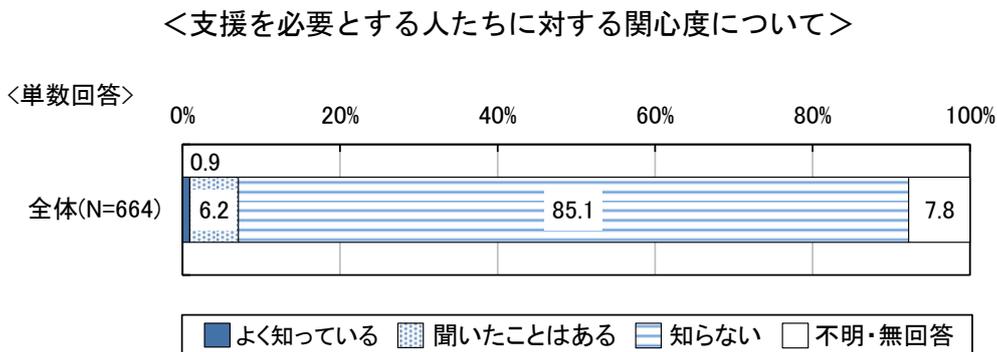
##### ◎福祉に関心があるという回答割合が約8割で、福祉への関心度が高い

住民意識調査では、福祉への関心度について、「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせ「関心がある」とした回答割合が67.3%を占めました。福祉に対する関心の高さがうかがえます。



##### ◎支援が必要な人たちに対する関心を高め、理解を深めていくことが大切

住民意識調査では、「必要な支援を受けることができず、地域から孤立し、生活上の諸課題を抱えている人たちが、あなたの暮らす地域にいるかどうかを知っていますか」の設問に対し、「知らない」の回答割合が最も高く、85.1%を占めました。支援を必要とする人たちに対する関心度が低いレベルにある様子がうかがえます。



分野別課題調査では、「障がいのことについて、学び理解を深めることが大切」との意見がありました。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざすためには、支援が必要な人たちに対する関心度を高めるとともに、認知度を高め、理解を深めていくことも大切です。

## 取り組みの方針

- ◆性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実を図ります。

## 具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●人権や福祉の問題について理解を深めます。</li><li>●人権や福祉教育に関する学習会などへ積極的に参加します。</li></ul>
地域のみんが 取り組むこと 【共助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉教育に関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。また、幼少期からの教育が重要との観点から、特に、子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。</li><li>●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。</li><li>○福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。</li><li>○講習会や疑似体験学習などを企画し、高齢者や障がいのある人などに対する理解を深める福祉教育の機会を設けます。</li></ul>
行政が 取り組むこと 【公助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。また、幼少期からの教育が重要との観点から、特に、子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。</li><li>●各課係などで開催を予定している講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。</li><li>●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

## (2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

### 現状と課題

#### ◎福祉の制度やサービスとともに、身近な生活上の福祉課題などを学ぶことが大切

分野別課題調査では、「基本的な生活習慣が身についていない」や「がまんすることが苦手な子、過干渉過保護のなかで育っている子が増えてきた」、「外遊びをする機会が減ってきている」など、子どもの成長や子育てのことについて、しっかりと学びの大切さを訴える意見が数多くみられました。さらに、「認知症について学ぶこと、啓発していくことが大切」との意見や、「虐待問題について学ぶ機会の充実を図っていくことが大事」といった意見がありました。

福祉の制度やサービスとともに、知る機会が少ない身近な生活上の福祉課題などを学んでいくことが大切です。

### 取り組みの方針

◆福祉や介護の制度やサービス、認知症の理解や子育て不安の解消、障がいへの理解や障がいのある人の理解、虐待問題についての対応など、知る機会が少ない身近な福祉問題にかかわる課題や対策などを学ぶ場や機会の充実を図ります。

### 具体的な取り組み

自分や家族が  
取り組むこと  
【自助】

- 高齢者や障がいのある人、子どもの課題について理解を深めます。
- 高齢者や障がいのある人、子どもたちとふれあう機会をつくります。

地域みんなが  
取り組むこと  
【共助】

- 地域の資源や人材を活かしながら、認知症の理解や子育て不安の解消、障がいや障がいのある人の理解など、知る機会が少ない身近な福祉問題にかかわる課題や対策などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。
- 保育所や幼稚園、小中学校は、児童・生徒のみならず、保護者を含め、認知症の理解や子育て不安の解消、障がいへの理解や障がいのある人の理解など、知る機会が少ない身近な福祉問題にかかわる課題や対策などに関して学ぶ機会を企画し、提供します。
- 地域での集まりや地域活動、行事、もしくは事業所などのなかで、福祉や介護の制度やサービスについて学ぶ機会をつくります。

地域のみんが 取り組むこと 【共助】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 認知症サポーター養成講座*1開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。</li><li>● 地域での集まりや地域活動、行事のなかで、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。</li><li>● 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。</li><li>○ 福祉や介護・子育てにかかわる講演会などを開催し、啓発を図ります。</li></ul>
行政が 取り組むこと 【公助】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 多くの住民が興味関心を持つ福祉や介護をテーマとした講演会や出前講座などを実施し、身近な福祉問題などについての理解を深める取り組みをすすめます。</li><li>● 地域や学校、事業所、とりわけ、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。</li><li>● 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。</li><li>● 各課係などで開催を予定している講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。</li><li>● 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

\*1 **認知症サポーター養成講座**：講師であるキャラバンメイト\*2と町が協働で行うもので、地域や職域、学校などで認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

\*2 **キャラバンメイト**：認知症の人を地域で支えるまちづくりをすすめるため、認知症の人と家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するため実施する地域や職場などを対象とした養成講座の講師役を務める人。

## 2 地域での参加機会の充実

### (1) 顔がみえる交流の場の充実を図る

#### 現状と課題

##### ◎孤立しがちな人の社会参加を促すための場や機会の充実を図っていくことが大切

分野別課題調査の高齢者福祉・介護分野からは、「外出の機会やおしゃべりをしたり、交流をする機会が減ってしまっている」などの意見がありました。グループインタビューのなかでは、「福祉部でサロンを行っているところはまだまだ少ないけど、これからの活動の中心のひとつになるはず。ただ、準備をする人たちも含め、気軽さや手軽さを重視したい」との意見がありました。また、分野別課題調査の障がい福祉分野からは、「地域での交流の場や機会が大切」との意見がありました。

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すための場や機会の充実を図っていくことが大切です。

#### 取り組みの方針

- ◆社会参加を促すため、ともすれば地域において、孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。



## 具体的な取り組み

<p>自分や家族が 取り組むこと 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な範囲で、積極的に外出する機会を設けるよう心がけます。</li> <li>●自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、積極的に参加するよう心がけます。</li> <li>●福祉部などの活動により開催されるサロン*1の場へ積極的に参加します。</li> </ul>
<p>地域のみんが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域公民館などを活用した身近なところで、気軽を集える機会を積極的に設けます。</li> <li>●福祉部などの活動においてサロンの開催をすすめ、参加を呼びかけるとともに、サロン内容の工夫と充実を図ります。</li> <li>●高齢者と子育て家族など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。</li> <li>●高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場を設け、充実を図ります。</li> <li>●子育て中の親や子どもたちが交流できる子育てサークルなどを設け、充実を図ります。</li> <li>●放課後や長期休暇中、子ども同士でともに遊んだり、学んだりできる交流の場を、地域公民館などを活用した身近なところに設けます。</li> <li>●福祉サービス事業所などと協力しながら、障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる交流の場を設け、充実を図ります。</li> <li>●家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、また、休息が取れるような交流の場を設け、充実を図ります。</li> <li>●ひきこもりの人やその家族など、同じような状況にあり、類似した悩みや課題を抱える本人や家族同士が語り合い、交流を深めることができるような場を設け、充実を図ります。</li> <li>○福祉部で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。</li> <li>○子育て中の親子が定期的に集い、子育ての悩みや相談、リフレッシュなどにより仲間づくりをすすめる場やグループの活動を支援します。</li> <li>○ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、その家族が集い、交流を深めることができる場や団体を支援します。</li> </ul>
<p>行政が 取り組むこと 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉部活動をはじめ、地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。</li> </ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

\*1 **サロン**：お互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

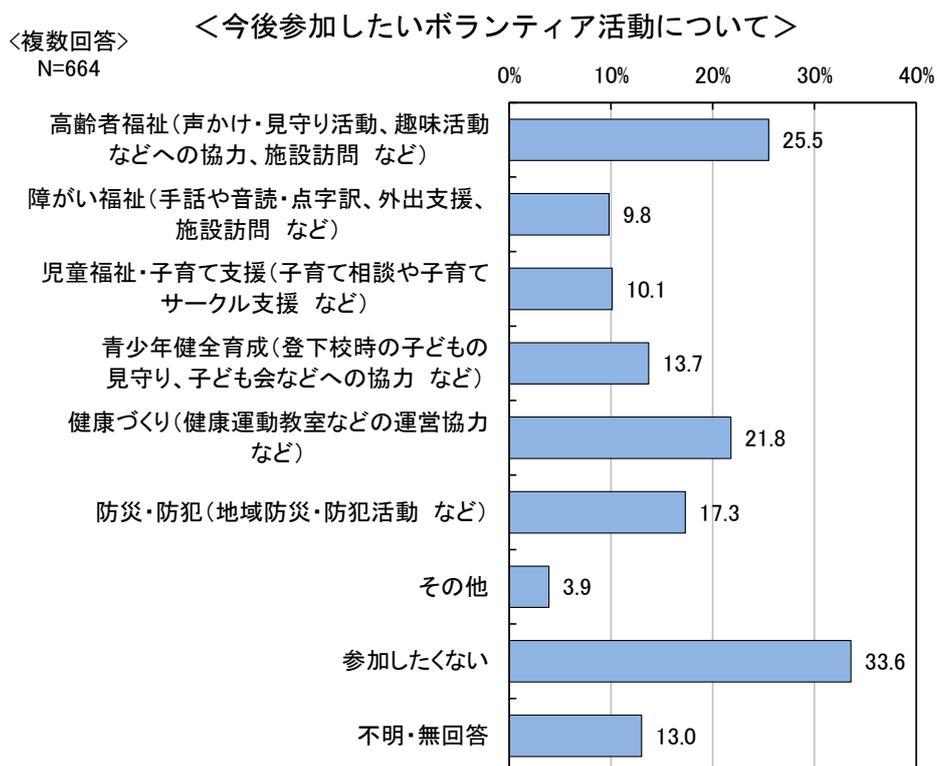
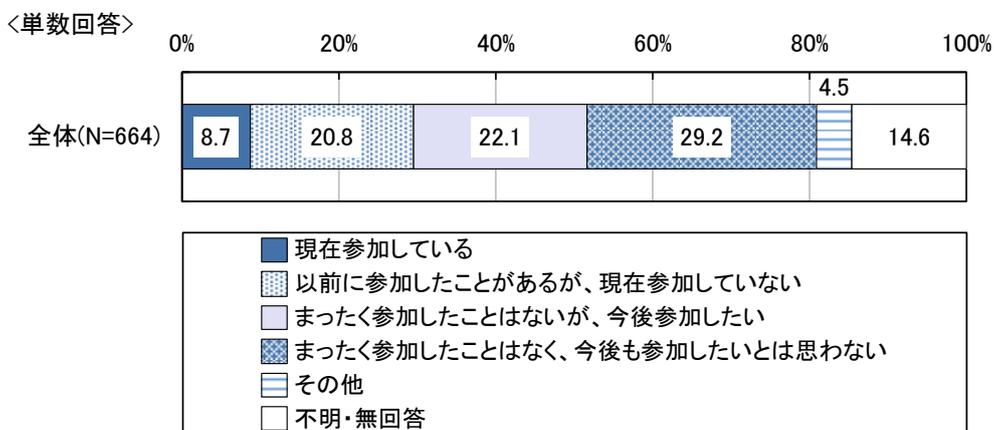
## (2) ボランティア活動の活性化を図る

### 現状と課題

#### ◎ボランティア活動への参加を促すための取り組みをすすめていくことが大切

住民意識調査では、ボランティア活動への参加の有無について、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の回答割合が最も高く、29.2%を占めました。また、「現在参加している」の回答は低く、8.7%でした。さらに、今後参加したいと考えるボランティア活動について尋ねたところ、「参加したくない」の回答が最も高くなり、33.6%を占めました。ボランティア活動への参加を促す取り組みの充実を図っていくことが大切です。

#### <ボランティア活動への参加の有無について>



## 取り組みの方針

◆住民参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめます。

## 具体的な取り組み

<p>自分や家族が 取り組むこと 【自助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。</li> <li>● 社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。</li> <li>● 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。</li> </ul>
<p>地域のみみんなが 取り組むこと 【共助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の行事などを通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。</li> <li>● 団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。</li> <li>● ボランティア活動に活用できるよう地域公民館などを広く開放します。</li> <li>● ボランティア団体は、活動の充実を図っていくため、活動内容を周知するとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みをすすめます。</li> <li>● 地域での講演会などの活動において、ボランティア団体の派遣が要請された場合には、積極的に応じるとともに、地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用を積極的にすすめます。</li> <li>○ 町内で活動するボランティア団体について周知するとともに、ボランティアの意義を伝える取り組みをすすめます。</li> <li>○ ボランティア活動の実践への支援を行います。</li> <li>○ ボランティア団体相互の交流を図り、情報交換を行います。</li> <li>○ ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。</li> <li>○ ボランティア情報の収集と発信とともに、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能について、両者のニーズを的確に把握し、信頼関係を深めながら、さらなる充実を図ります。</li> <li>○ ボランティア活動に必要な資金を調達する取り組みをすすめます。</li> </ul>
<p>行政が 取り組むこと 【公助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。</li> <li>● ボランティア活動に活用できるよう、いきいきセンター「桂寿苑」や総合福祉センター「ひまわりの里」、住民センターなどを広く開放します。</li> </ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

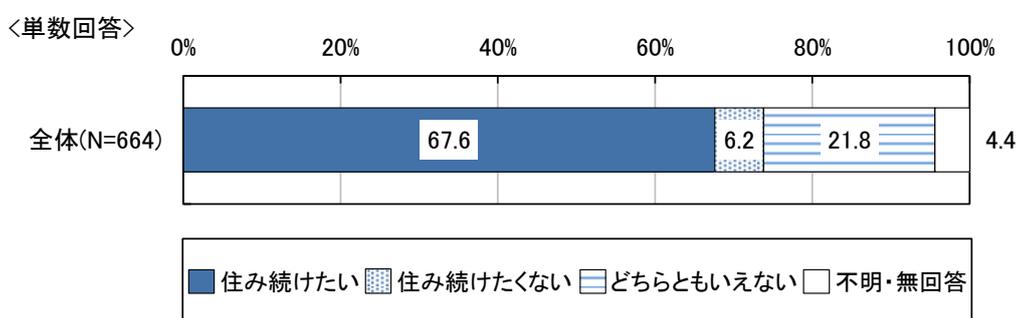
### (3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

#### 現状と課題

##### ◎桂川町には、この土地に愛着を感じる多くの人たちが暮らしている

住民意識調査では、これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思うかと尋ねたところ、「住み続けたくない」との回答がわずか6.2%であったのに対し、「住み続けたい」が67.6%を占めました。桂川町には、この土地に愛着を感じている多くの人たちが暮らしている様子がうかがえます。

<これからも住み続けたいと思うかについて>



##### ◎地域活動に参加していきたいと考える人たちは限られている

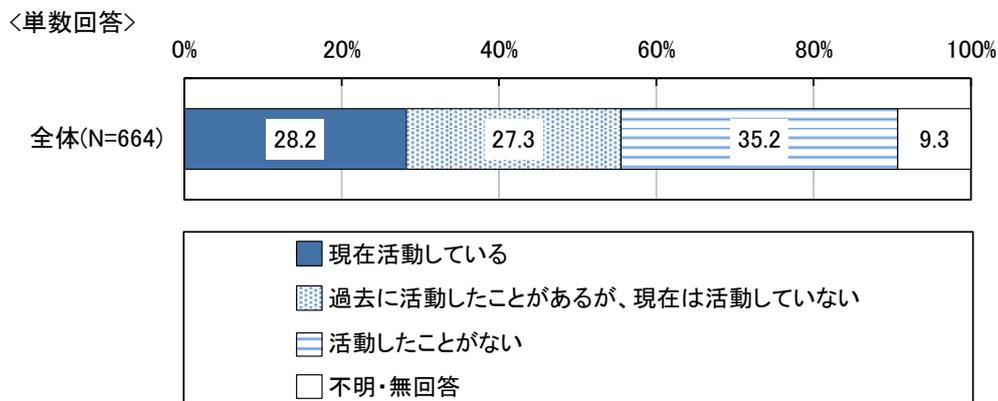
住民意識調査では、行政区（隣組）や子ども会、老人クラブなどの地域活動への参加の有無について、「現在活動している」の回答が28.2%であったのに対し、「活動したことがない」と回答した人の割合が最も高く、35.2%を占めました。また、安心できる地域生活のために自分自身ができることについて尋ねたところ、「地域活動に積極的に参加する」への回答は16.7%で、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」と回答した人の割合が最も高く、44.1%を占めました。

グループインタビューにおいても、「老人クラブや子ども会の活動がなくなったり、活発でなくなってきている」、「地域活動や地域での福祉活動については、参加する人とそうではない人の差が大きくて、参加する人も役が回ってきたので、という人たちも多いはず」、「地域活動や地域での福祉活動には、若い年齢層の人たちの参加に期待しているけど、なかなか理解してもらえず、そのような傾向は段々強くなってきている」など、地域活動への参加が減少している様子についてのたくさんの意見がありました。

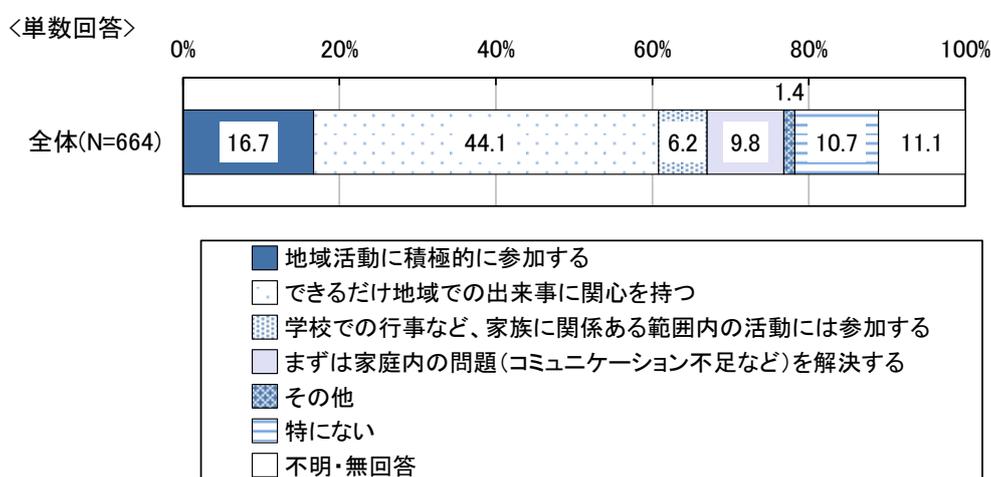
分野別課題調査からは、地域活動に関連して、「昔からの地域と、新興住宅地やアパートでは活動に対する温度差が大きい」との意見がありました。

地域の出来事には関心を持つよう努めるけれども、地域活動についても積極的に参加していきたい、と考える人たちは限られてしまっている様子がうかがえます。

<地域活動への参加の有無について>



<安心できる地域生活のために自分自身ができることについて>



◎社会参加の機会としての地域活動や行事に、誰もが参加できるような工夫が大切

グループインタビューでは、「地域の行事や集まりに参加してもらえない人たちもいて、そのような人たちをどのように呼び込んでいくのか、その工夫がこれからの課題のひとつ」といった意見がありました。また、分野別課題調査でも、「地域活動や行事への参加者が固定化してしまっている。参加を呼びかける作業が大変」、「地域活動や行事へ参加が低調なのは、何か役を持たせられると思っているのかも」などの意見とともに、とりわけ若い世代に対し、「活動の中心は高齢者。若年層や壮年層の人たちをいかに取り込んでいくかが課題」、「若年層を中心に、地域のことよりも自分や家庭の生活を優先する傾向が強い」といった意見が、さらに、児童福祉・子育て支援分野からは、「地域の子どもたち同士で楽しむ機会が減ってきている」、「地域のことに関心が乏しいこともあって、地域とのかかわりが希薄になっている」などを指摘する意見がみられました。障がい福祉分野からは、「地域とのかかわりを深めていくことが大切」との意見がありました。

地域活動の活性化を図っていくとともに、地域での活動や行事については、社会参加の機会としても大切であることから、誰もが気軽に参加することができるよう工夫していくことも大切です。

### ◎地域活動や行事をすすめるために福祉部や福祉員が大きな役割を担っている

グループインタビューでは、「福祉部がないと区の行事はまわらない。福祉員に加え、福祉協力員を組織し、活動に取り組んでいるところもある」や「老人クラブや子ども会の機能を福祉部が担っているところもあるし、福祉部が実施している行事を地域の人たちが楽しみに参加している」などの意見がありました。また、**分野別課題調査**でも、「地域活動や行事における福祉員の活躍はとても貴重」との意見がみられました。さらに、**グループインタビュー**では、「福祉部の活動範囲には特に限定がなく、かなり広い」とする意見もありました。

福祉部や福祉員が、地域活動や行事をすすめていくうえで大きな役割を担っている様子がうかがえます。

### ◎隣組への加入促進や加入継続を呼びかける取り組みが求められている

グループインタビューでは、「組長が回ってくることをきっかけに、組長の仕事が負担だからと、隣組から抜けるところもある」、「区に未加入なのは、アパート住まいの若い人たちだけではなく、年齢的に組長などを務めることが難しくなってきた人たちのところでもみられる」、「アパート住まいのなかには、仮住まいだからとの理由で、区に加入してくれない世帯がみられる。区に加入することのメリットが感じられないのかもしれない」、「区や隣組に加入し、活躍してもらうための工夫も大切」など、隣組未加入世帯に関する課題を指摘する多くの意見がありました。**分野別課題調査**からも、「隣組を脱会する世帯が目立ちはじめた。この流れが大きくならなければいいけど」との意見がありました。

隣組への加入促進や加入継続を呼びかける取り組みが求められている様子がうかがえます。



## 取り組みの方針

- ◆社会参加の機会として、行政区や地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、誰もが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

## 具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●行政区や老人クラブ、婦人会、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。</li><li>●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。</li><li>●子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。</li></ul>
地域のみんが 取り組むこと 【共助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の行事などを通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。</li><li>●地域や行政区で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。</li><li>●地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいの有無に関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。</li><li>●誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。</li><li>●転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。</li><li>●行政区内や校区内の各種団体間、もしくは近隣の行政区同士で交流を深め、連携を強化することで、それぞれの団体活動の活性化を図ります。</li><li>○社会参加の機会として、誰もが気軽に参加することができる地域活動や行事となるよう福祉部への支援を行っていきます。</li></ul>
行政が 取り組むこと 【公助】	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。</li><li>●地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。</li><li>●住民と、行政区や各種団体などが連携した活動を支援します。</li><li>●行政区加入の促進および加入の継続のため、地域と連携し、対策を講じていきます。</li></ul>

○は、社会福祉協議会を中心とした取り組み

## 第5章 計画の推進に向けて

---

- 第1節 協働による計画の推進
- 第2節 行政による計画の推進
- 第3節 計画の進行管理

## 第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

### 1 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、これまで地域とのつながりが比較的希薄であった「団塊の世代」の多くの人たちが定年退職し、これからは、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが大変期待されます。

### 2 地域の組織・団体の役割

行政区、民生児童委員協議会、福祉部などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが大切です。

### 3 ボランティア団体の役割

住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されています。

## 4 福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、福祉サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たな福祉サービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

## 5 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立った福祉サービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

また、地域の実情に応じた、よりきめ細かい地域福祉活動を推進するため、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動をすすめていくことが、これからますます重要になってきます。

今後、予定している地域福祉活動計画の策定にあたっては、町の地域福祉計画の理念や方向性に基づき、行っていくことになります。

## 6 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、町の特性に配慮した福祉施策の推進に努めることが期待されています。

## 第2節 行政による計画の推進

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、学識経験者、行政関係者などにより構成する会議を設置します。この会議において、地域福祉の進捗状況とその評価内容を確認しながら、必要に応じて各種施策の見直しを行っていくことで、本計画の推進を図ります。

また、地域福祉推進の中核的な存在である社会福祉協議会を町の施策をすすめるうえでの重要なパートナーと位置付け、その地域福祉活動を協働して事業の実施に努めていきます。

## 第3節 計画の進行管理

計画を推進するための町の施策については、全庁的な取り組みや、庁内各課が緊密な連携を図る必要があるため、町の施策の進行管理計画を策定していきます。具体的には、地域福祉計画に掲げた具体的取り組みの推進に資するかどうかの観点から各保健福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取り組みについて検討を行っていきます。

## 資料編

---

- 桂川町地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 桂川町地域福祉計画策定委員会委員名簿
- 計画策定の経過

# 1 桂川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

告示第 82 号  
平成 27 年 4 月 27 日  
桂川町要綱第 8 号

## 桂川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 桂川町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、桂川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、意見の集約をする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他、必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、委員 10 人をもって組織し、別表に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む）及び公募により選ばれた住民の中から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が完了するまでとする。

2 その職にあることにより、委員になった者が当該職を辞任したときは、委員の職も辞任したものとみなす。ただし、後任者は前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名

2 会長、副会長は、委員のうちから互選により選出する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ、会長が召集する。会長は会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行し、平成28年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

桂川町地域福祉計画策定委員選出団体 名 簿

	団体又は機関
1	桂川町議会
2	桂川町教育委員会
3	桂川町社会福祉協議会
4	桂川町民生児童委員協議会
5	桂川町区長会
6	在宅介護支援センター
7	障がい者生活支援センター
8	桂川町老人クラブ連合会

## 2 桂川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任 期：平成 27 年 6 月 26 日～平成 28 年 3 月 31 日

選出機関名	役職名	氏 名	備考
桂川町議会	文教厚生委員会 副委員長	おお つか かず よし 大 塚 和 佳	会長
桂川町教育委員会	教育委員	ふじ かわ すまこ 藤 川 珠磨子	
桂川町社会福祉協議会	会 長	いの うえ かつ とし 井 上 勝 利	副会長
桂川町民生児童委員協議会	会 長	はら ぐち たか こ 原 □ 孝 子	
桂川町区長会	区 長	の むら くに ひろ 野 村 邦 博	
在宅介護支援センター 明日香園	管理者	たに ぐち ひろ し 谷 □ 裕 司	
障害者生活支援センター BASARA	事務局長	ふじ しま ゆう じ 藤 嶋 勇 治	
桂川町老人クラブ連合会	副会長	なか の みちこ 中 野 美智子	
公募委員		み やけ ひろ し 三 宅 浩 志	
公募委員		かん ざき はなこ 神 崎 はな子	

### 3 計画策定の経過

開催日	会議名等	内容
平成27年 6月26日	第1回 計画策定委員会	計画策定の趣旨、住民意識調査などの概要の説明
7月13日～ 7月27日	住民意識調査	
7月中	分野別課題調査	
8月 4日	グループインタビュー (民生児童委員協議会)	
8月26日	グループインタビュー (区長会) / (社会福祉協議会)	
10月15日	第2回 計画策定委員会	住民意識調査、分野別課題調査、グループインタビューの結果の報告
12月 3日	第3回 計画策定委員会	計画素案の検討
平成28年 1月14日	第4回 計画策定委員会	計画素案の審議
2月15日～ 2月26日	パブリックコメント	
3月 7日	第5回 計画策定委員会	パブリックコメント結果の報告、計画案の審議・承認

桂川町 地域福祉計画

---

発行：桂川町 健康福祉課

発行年：平成 28 年 3 月

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

TEL : 0948-65-0001 / FAX : 0948-65-0078

E-Mail : fukushi@town.keisen.lg.jp



桂川町